

平成29年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成29年12月7日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 それではご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成29年12月定例会を開会をいたします。これから、本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、山口隆議員及び田口一信議員を指名をいたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から12月15日までの9日間と決定をしたいと思います。が、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりでございます。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月14日に、「国土交通省長崎河川国道事務所長」（長崎市）へ、11月24日には「国土交通省九州地方整備局長」（福岡市）へ、東彼杵道路建設促進期成会の役員並びに関係首長と議長で出向き、要望活動を行っております。

主な内容は、①道路整備に関わる道路財源、道路財特法の特別措置の平成30年度以降の継続及び特別措置の充実。②国道205号針尾バイパスの早期完成。③国道205号佐世保市から東彼杵町、いわゆる東彼杵道路の計画段階評価の早期着手。④国道205号に係る道路改築工事及び交通安全対策事業の整備促進を要望をいたしております。

次に、去る11月22日に長崎県町村議会議長会、長崎県離島振興市町村議会議長会で県選出国會議員への陳情を衆議院議員会館、会議室で行っております。

本町に関するものは、①国道205号佐世保から東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手。2番目に、基幹農道「川棚町西部地区」の早期完成を目指した予算の確保を要望をいたしております。

その後、第61回の町村議会議長全国大会が「地方創生の実現を目指して」と題して、NHKホールで開催をされました。

主な内容は、「地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動して行く」趣旨の宣言文の採択と17項目の決議。そして特別決議として「東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する件」、次に「地方創生のさらなる推進に関する件」、次に「地方議会議員の厚生年金加入制度への加入実現を求める件」等を、要望及び各地区要望を確認し、決定をいたしております。

次に、11月27日、県庁において中村知事に対し町村議会議長会、離島振興市町村議会議長会で、平成30年度県政に対する要望を行っております。

本町に関するものは、「東彼杵道路の計画段階評価への早期着手」と、「一般国道205号線の改良整備促進」と、「基幹農道「川棚西部地区」の早期完成を目指した予算の確保」を要望をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、9月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配布をしておりますとおり、例月現金出納検査の結果に関する報告書が9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読を願います。

なお、平成29年9月26日開催の長崎県町村議会議長会主催の議会広報研修会の報告書が、参加者を代表し堀田一徳議員より提出をされておりますので、その写しを配布いたします。

また、本定例会までに受理をした陳情1件については配布にとどめ、すでに配布済みであります。ご了承をお願いをいたします。以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、平成29年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、行政報告を4件させていただきます。

まず、県民表彰受賞についてでございます。11月23日に長崎県議会議場で開催されました、平成29年長崎県民表彰では、本町から3名の方が受賞されております。

お一人目は、東小串郷にお住いの堀田俊昭様でございます。堀田様は多年に渡り川棚町消防団団長等を歴任し、消防力の増強、近代化に努めるとともに、団員の技術の向上、防火思想の普及に尽力するなど、消防防災体制の確立と民生安定に貢献されたとして、消防防災功労賞を受賞されておられます。

お二人目は、平島一丁目にお住いの尾崎俊隆様でございます。尾崎様は歯科医師として、地域医療に精励する傍ら、多年に渡り川棚町立川棚小学校等の学校歯科医として、児童生徒の健康管理に尽力するとともに、学校保健の充実に貢献されたとして、教育文化功労賞を受賞されておられます。

3人目は、上百津にお住いの田井小百合様でございます。7月にトルコ、サムスンで開催されました、第23回夏季世界ろう者競技大会陸上女子100mハードル競技において第7位に輝き、長崎県のスポーツ水準の向上に大きく貢献されたとして、スポーツ特別賞を受賞されておられます。以上報告申し上げ、皆様と共にお祝いを申し上げたいと存じます。

次に、地域おこし協力隊の募集についてでございます。地域おこし協力隊につきましても、本年度3名体制で開始をいたしましたが、健康上の問題や起業のために、9月末日までに2名が退任をしたところであり、定住につながらなかったことが非常に残念であります。

そこで、農業振興をテーマに新たに地域おこし協力隊員を募集いたしましたところ、1名を採用することにこのたび、決定をしたところであります。

採用することにいたしました地域おこし協力隊員は三重県の出身でありま

すが、現在は大阪市内の企業に勤務する37歳の男性でございます。以前から川棚町に関心があったということで、これまでも本町に何度か訪れられて、町民の皆様との交流をされており、今回の地域おこし協力隊員募集を知り、ぜひ川棚町の町づくりに協力したいとの思いから応募したとのことであり、今後の活躍を大いに期待をいたしております。

次に、車中泊施設の整備についてでございます。国民宿舎くじゃく荘のテニスコート横の駐車場に、車中泊に対応した駐車施設を設置し、11月から運用を開始をしたところでございます。この事業は全国で駐車場の管理運営を手がけるトラストパークが、九州の観光振興と熊本地震の災害復興を目的とした総務省の実証事業、シェアリングエコノミー型九州周遊観光サービスモデル事業を活用して、キャンピングカー利用者に安くて快適な駐車スペースを提供するため、無人運用が可能な管理システムを設置したもので、本町のほか、県内では島原市の島原城や、熊本県内にもいくつか設置されているようであります。利用希望者はインターネットで駐車スペース、利用日時などを事前に予約し、料金を支払うとQRコードが表示され、それを駐車場の給電制御盤にかざすと、電源が利用できるようになっております。本実証実験は、来年3月までとなっており、その後利用状況を見た上で判断したいと考えておりますが、多くの方が利用され、大崎自然公園の観光活性化に繋がることを期待しているところであります。

次に、町イチ村イチ2017についてでございます。町村から日本を元気にするというテーマで、日本人の心のふるさとともいえる町村の魅力をアピールするため、第4回町イチ村イチ2017が東京国際フォーラムで12月2日、3日の2日間、全国町村会の主催により開催をされたところであります。

本イベントは例年5万人を超える来場者で賑わうビックイベントで、全国の約3分の1にあたる336町村が結集し、伝統芸能やご当地キャラ、いわゆる、ゆるキャラの披露、ご当地グルメや特産品販売、そして観光や移住定住に係る情報提供が行われております。長崎県からも6町が参加し、川棚町からは長崎和牛、長崎ロマン工房のハム、ソーセージ、木場の棚田米などを販売するとともに、解禁間もない川棚産ナマコの試食や、ふるさと納税の返礼品の紹介などを行い、川棚町をアピールしてきたところであります。

また、東京川棚会の皆さんが、川棚町ブースに多数駆けつけ、川棚町を応援していただき、大変心強く感じたところであります。本イベントを通じて、多くの皆様に川棚町の魅力を知っていただく絶好の機会となり、移住定住促進やふるさと納税のきっかけになるものと、このように期待をいたしております。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案であります。平成29年度各会計補正予算6件、条例制定2件、条例改正3件、条例廃止1件、その他1件でございます。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

(10:15)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、福田徹議員。

1 2 番 福 田 皆さんおはようございます。12番、福田徹。通告にしたがって、空き家対策・空き店舗対策についてと、自主防災組織の避難所運営についての2問を山口町長へ質問いたします。この2問は昨年6月と一昨年6月に一般質問したのですが、その後の経過並びに今後について再質問するものであります。最初に空き家対策・空き店舗対策について質問いたします。

平成27年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村においては、努力事項ではありますが、法に沿った条例を制定し、対応することとなっております。前回の一般質問での回答では、早期に要綱を条例に格上げし、協議会を設置し、空家等対策計画を策定に向けて検討を始めるとのことでしたが、まだ条例化されておられません。そこで、今後の空き家・空き店舗対策をどう進めるのか、以下の点について尋ねます。

1つ、本町の空き家・空き店舗の状況及び特定空き家の指定状況はどうなっているのか。

2、空き店舗対策担当者の1人であった地域おこし協力隊員が退職されましたが、今後の対応はどう進めるのか。

3、空き家・空き店舗の解消策は考えているのか。

4、本町の活性化、定住化推進の面から、空き家並びに空き店舗の解消にあたっての優遇策が講じられないか。

5、本町では空き家対策の1つとして空き家バンク制度を実施していますが、登録もなく、実績もないようです。この制度の利用や、効果を高める方策を考えているのか。以上が1問目であります。

2問目は自主防災組織の避難所運営についてであります。

本町では、ほとんどの自治会で自主防災組織が立ち上がってきています。

また、設立された地区では避難訓練や消火訓練も行われ、心強く思っているところでもあります。

今年8月、松浦市で開催された長崎県防災推進員養成講座、自主防災組織のリーダー研修会に参加し、避難所運営ワークショップを体験いたしました。ゲーム感覚でのグループ学習でしたが、災害時における避難所での、想定されるいろいろな場面での各自の対応が問われます。参加者それぞれ考え方が違って、多数決での進行ではありましたが、多くのことを学び、気づかされました。このことは、地区の方や町民にも伝えるべきと思った次第です。そこで本町でのこれまでの取り組み、また、自主防災組織との関わりについて、今後の計画を尋ねます。

また、国では各自治体での避難所運営のマニュアルの策定を求めているようであります。多くの自治体で策定が進んでいます。本町でも早く策定し、各自治会へ示せないか尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 ただいま、福田議員からは2つの質問をいただきましたので、まず、空き家・空き店舗対策についてのご質問にお答えいたします。平成27年6月定例町議会において、福田議員から空き家対策についての一般質問をいただきましたが、その折に先ほども述べられましたように、現行の川棚町老朽空き家の適正管理に関する要綱を条例に格上げして、空き家対策を進めていきたいと、このように答弁をしておったところでございます。

しかし、その後の県内の条例制定状況を見てみますと、法律の制定前に条例化した市町が3市2町、法律制定後が4市1町、未制定が6市5町の状況であります。答弁の中で特定空き家の対応について、要綱レベルでは指導助言の措置止まりで、改善勧告、改善措置命令等ができない旨申し上げており

ましたが、その後の担当者会議において、市町村長の特定空き家に対する措置として、法第14条各項の規定に基づいて勧告措置命令、行政代執行等の措置が講じられているとされておりますので、まず、各市町では法第5条に規定されている、国が定める空き家等に関する施策の基本方針に則して、法第6条に規定する市町村の空き家等対策計画の策定をお願いしたいと、このようにものであります。そこで、現在はその作業に取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に①の、「空き家・空き店舗の状況及び特定空き家の指定状況」についてのご質問であります。町内の空き家は本年10月末時点では108戸あり、そのうち特定空き家と判断してもよいと思われるものが19戸確認をいたしております。空き店舗状況につきましては、地域おこし協力隊員が主体となって栄町商店街の状況を調査し、店舗が総数で88店舗あることを確認し、そのうち22店舗が空き店舗で、空き店舗のうち13店舗については貸借可能との調査結果でありました。

次に②の、「空き店舗対策担当者の地域おこし協力隊員が退職されたが、今後の対応は。」についての質問であります。空き店舗を活用して地域おこし協力隊員に起業していただくことは、空き店舗対策の有効な手段として考えており、新たに隊員を募集することも検討しておりますが、まずは地域おこし協力隊が起業しやすくなるための助成制度を創設したいと、このように考えております。

続きまして③の「空き家及び空き店舗の解消策」と、④の「解消にあたっての優遇策」につきましては関連しますので、一括してお答えをいたします。川棚町の現状として、空き店舗への出店を希望するものが少ないという状況を踏まえ、まずは町内への商工業に係る起業希望者の掘り起こしを進めていくことが、将来的に栄町商店街の空き店舗の解消につながっていくものと、このように考えております。

そこで、東彼3町での起業希望者の経営スキルの向上を図るため、来年1月から4回に渡る創業セミナーを、東彼商工会が主催となって3町合同事業として行うことにしており、受講者には経済産業省の創業支援補助金や創業関連補償の特例などを設けることは可能となっております。また、起業を希望する者の資金調達を円滑なものにするために、平成27年12月に川棚町

創業支援資金制度を創設したところであり、平成28年度には実績はありませんでしたが、今年度、平成29年度では1件の融資を行ったところであり、さらに、商店街空き店舗調査の結果などから、店舗のリノベーションや出店する際の負担軽減策が必要と感じておりますので、その補助制度について財源を含めて検討を進めるよう、担当課に指示をしているところであり、ます。

次に⑤の「空き家バンクの利用、効果を高める方策」についての質問であります。本町の空き家バンクについては平成28年8月に川棚町空き家バンク実施要綱を定め、制度を創設し、直ちに町のホームページにおいて空き家バンク制度を掲載し、情報発信を行っているほか、年末やお盆の帰省シーズンにかけて、町の広報誌において空き家バンク登録についての募集を行っているところであり、ます。

これまでの状況といたしましては登録が2件、そのうち1件については賃貸借契約が成立して、借り手の方が現在入居されておりますが、残り1件は所有者の申し出により登録を取り下げ、現在のところ登録物件がない状況であります。

空き家バンクの利用、効果を高める方策といたしましては、制度のPRとそれによる登録物件の確保が重要であると認識しておりますが、このことにつきましては引き続きホームページや広報誌において募集を行い、登録件数の確保を図りたいと考えております。市町村によっては空き家バンク制度において、空き家の登録や空き家の改修などに対して補助制度等を設けている例もありますが、多額の費用を要するものであり、本町としては財政状況が厳しい中、今のところそういった補助制度を設けることは難しいと考えております。

次に、2問目の自主防災組織の避難所運営についての質問にお答えいたします。

まず①の「本町でのこれまでの取り組み（関わり）と今後の計画は。」についての質問であります。まず本町では全地区に自主防災組織を結成する取り組みを行ってきており、現在28地区で結成をしていただいておりますので、今後も全地区結成に向けて取り組んでいくことといたしております。なお、結成された地区においては、地区に見合った避難訓練等を行っておら

れますので、行政といたしましても全面的に協力していく考えであります。

次に②の「国では各自治体で避難所運営のマニュアルの策定を求めています。多くの自治体で策定が進んでいる。本町でも早く策定し、各自治会へ示せないか。」との質問であります。国においては大規模災害を想定して避難所運営の基本モデルとしてマニュアルが策定されており、各地域においてはこの基本モデルをベースとして、地域ごとの避難所運営マニュアルの作成を行うものとされております。このマニュアルには、避難所は住民の自治による開設、運営を目指しますとして、避難所は原則として住民の自主運営としますとの記述がありますが、果たして本町において大規模災害時に避難所を自治会で開設し、それを実施運営できるか、いささか疑問も感じているところでもあります。しかしながら、他の自治体では独自の避難所運営マニュアルが策定されておりますので、本町の地域防災計画書の避難計画との整合性を図りながら、今後検討していきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 順を追って再質問をさせていただきます。条例化の前にまず計画をとということでしたが、条例が先にあってそのあと特定空き家等対策協議会が設置されていくのではないかと思います。そういう順番でなくてよかったのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。前回の質問においての答弁では、要綱を格上げして条例を制定したい、こう申し上げておりました。なぜ条例に格上げをするかということでもありますけれども、要綱だけでは勧告や措置命令、あるいは行政代執行ができないということで理解をしておりましたが、いわゆる法律そのものの中に、それは市町村長の役割としてできるんだということで説明を今回の会議で受けておりますので、条例化をする必要もないんだというような、担当課では判断をしたようでございます。まずは、空き家対策の基本計画を策定することが、先に進めていただくようにという県の指導がありましたので、現在その計画を策定をしているところであります。

以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 その計画を作る、空家等対策計画、これを作るのは行政、担当課だけで作られるんでしょうか。協議会を設立して作るような事例を見ておりますが、そこら辺はどうなっておりますか。

議 長 町長。

町 長 今、そういったことを担当課で進めておりますので、事務方の方に答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。今のご質問は計画を策定する際に、対策協議会での協議が必要であり、その協議会があるのかということでございますが、これについてはですね、職員の、まず総務課、そして建設課、住民福祉課、企画財政課、税務課、こういったところからの担当によって組織をし、検討することといたしております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 ということは、まだ一般的に条例等で定められた空き家等対策協議会という正式なものは作っていないということで、それで進めていくということで確認だけはさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 先ほども言いましたように、条例化は必要ないと現時点では判断いたしております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 はい、わかりました。先ほど、空き家等の現状についてお聞きしたところ、108戸の空き家等を把握しており、そのうち19戸が特定空き家と認識しているというふうなことでありましたが、その認識するためには、特定空き家というものの、川棚町なりの判断基準というものがあるのではないかと思います。それは県とか国の方で定めてあるというか、指標があるかと思いますが、それに準じてあって、町ではマニュアルは作っているんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、総務課長に答弁させます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。まず、特定空き家の定義でございますけれども、これ

につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、この第2条第2項に規定をされて、基本的に定義付けをされております。今後策定していきま
す、川棚町空家等対策計画の中で、こういったところについては整備をして
みたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 その整備をされるということですが、それはどういう条件、
見た目とか、いろんな判断基準といいますか、そういった一覧、要するに誰
が見ても、誰がしてもこれは特定空き家だというふうな認識に立てるような
基準といいますか、マニュアル、そういったところを定めてあるところも結
構あるようですので、そういうのを示さないと、担当者が変わるとまた違う
というもおかしな話ですので、そこら辺は整備されていくように思ってい
いでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。事務的なことのご質問がっておりますので、総務課
長に答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 今の件につきましては、協議会の中で揉んでみたいというふ
うに思っております。明らかにもうこれは廃屋寸前というのは歴然でござい
ますが、そういったどの範囲から特定空き家と判断するのかというのも、協
議会の中で協議をしてみたいと、このように考えております。以上ござい
ます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 空き店舗についてちょっとお尋ねします。88店舗のうち2
2店舗は空き店舗であり、またそのうち13店舗が貸してもいいよというふ
うな意向が調査結果としてあるみたいであります。それを具体化するため
にはどういうふうなことを取り組まれるのか。13店舗が利用できるという
ことを、どうやって起業されたいというか、してほしい、町としてはしてほ
しいわけですから、そういうのを知らせていくのか。そういう方策は考えて
おられますか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、先ほども言いましたように、川

棚町の現状としては空き店舗への出店を希望する者が非常に少ないということですので、まずはそういった新規起業者の掘り起こしをする必要があるのではないかと、このように考えます。そこで、東彼3町でも商工会を中心として東彼3町が共催をして、そういったセミナーを開催をするようにしておりますので、そういったものを取り組むことによって起業希望者が出てきて、そして空き店舗への出店を希望する方がその中にはいらっしゃるのではないかと、このように期待をいたしております。

そしてまた、やっぱり空き店舗で起業するためには、先ほども言いましたように、ある程度そう多額なことは考えておりませんが、一定の家賃の補助とか、そういった助成制度もやはり設けるべきではないかなと、このように考えておまして、今そういったことについては担当課に指示をしているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 先ほどから出店とか起業に対する助成制度を検討したり、あるものを活用していかれるのであらうと思っておりますので、これに期待しておりますが、今、私が先ほど質問したのは、空き店舗を利用させていただきたい、借りていただきたいという持ち主の方がおられるということ、また、どのお店が借りれるんだということを、町としても空き家バンクみたいによ、空き店舗バンクっていいですか、そういうふうな方向でお知らせすることが大事ではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課の方ではすでに検討しているようでございますので、地域政策課長に答弁をさせます。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 福田議員のご質問にお答えいたします。空き店舗の調査が終わったということで、これをデータベース化していくということで、この情報というのをこれから活用していかないといけないというふうなことを重々考えております。そういう中で、貸す者と借りる者、これをマッチングさせる、そういうものが必要だろうというふうなことで、先ほど福田議員が言われました空き家バンクというものがございましたが、それに似たような空き店舗バンク、そういうものをですね、現在検討しているところでございま

す。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 地域政策課の方でそのように進めておられるということで期待しております。

空き家対策の方にちょっと戻りますが、白石保育所跡地で6戸の分譲をして定住化対策を行ったわけですが、それに見合うような、見合うといえますか、それに準じたような補助制度を少しずつでも年度ごとに何戸か募集といえますか、助成金がありますよということで、新規に空き家を利用される促進剤として、空き店舗だけではなくて空き家に対しても助成ができないのか。町外から来る人とかいろいろな条件があろうかと思いますが、そういうふうな考えはないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、白石保育所跡地の活用についての、今、関連してのお話がありましたけれども、これについては町のいわゆる遊休町有地を有効活用するというのもあって、こういった事業が展開できたものと思います。非常に財政状況が厳しいわけでありますので、空き家の有効活用を図るために助成をするということについては、他の市町にもそういう制度が設けられているところがあるようでありますけれども、現時点では取り組みが財政的に難しいのではないかと、このように考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 この優遇措置ではなくて、今度は逆にですよ、空き家があって、利用されないということであれば、近隣の方々にも環境上というところの問題もあったりするかと思います。そういったときには空き家の除却を促進する。そのために固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することもできるようになっているかと認識してるんですけど、そこら辺の周知といえますか、飴と鞭の違いみたいなところがあるかと思いますが、そういったところの検討は、先ほどの空き家等対策協議会の方で検討されるのかお聞きします。

議 長 町長。

町 長 お答えします。今の質問に関連してでありますけれども、実

は12月5日の長崎新聞には、住環境の悪化を招く恐れがある空き物件を商店や公園などに有効活用してもらい、そして地域実情に合わせた町づくりを促す狙いをもって、物件取引に市町村が介入できるようにということで、来年の通常国会に都市再生特別措置法の改正案を提案するということが載っていました。この制度はですね、都市の中心部に住宅や病院などを集約するいわゆるコンパクトシティ、これを実現するための1つの方策として国がそういう方針を示しているようであります。そういったことで、今後こういった取り組みが国全体として取り組まれていくというふうに思いますので、その中で川棚町がどう関わっていくのか、今後検討をしてみたいと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 空き家バンクについてですけど、一般社団法人移住・交流推進機構、JOINというんですかね、こういった中に、この加盟について、川棚町も加盟しておりますが、空き家登録そのものがないので仕方ないのかなと思います。もう少しあそこの、せっかく加盟しているのであれば、もう少し活用すべきではないかなと思うんですけど、そこら辺の考えはお持ちでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 冒頭壇上で申し上げましたように、今、空き家の状況をやっとな把握をしたところでありますので、今後そういったことに事務を進めていきたいと、このように考えております。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 2問目の自主防災の方に移りたいと思います。自主防災計画の中では、各避難所等が指定されておりますが、その避難所の運営についてというのは、そういった中には積み込んで、計画の中ではないかれないものでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** すみません、ちょっと意味がよく理解できませんでしたので、もう1度お願いします。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 川棚町の防災計画書がありますよね。その中に避難所は指定

されていますが、避難所の運営については触れなくていいのかという質問です。

議 長 町長。

町 長 はい。ただいまの質問は、川棚町の防災計画書の中に避難所は指定されておりますけれども、その運営方法については載せなくていいのかというご質問だったと思うんですが、本町の防災計画書においても、国のそういった指針に基づいて策定をしておるところであります。その運営方法まで載せるかどうか、これは個別の問題でありますので、町の計画書にまでは載せなくてもいいんだと思いますけれども、やはり、議員が当初質問があったように、それぞれの運営方法についてはやはり計画書の中に入れてなくても、それぞれは持っておくべきではないかなとこのように考えておりますので、今後、先ほども言いましたように、マニュアル等もできておりますので、それに基づいて策定していきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 前回質問したときには、まだ県の防災推進員養成講座には参加がないということでしたが、その後かなり行かれておると思うんですが、そこら辺はどんな状況でしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。総務課長に答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 福田議員のご質問にお答えいたします。長崎県の防災推進員の養成講座、これにつきましては毎年実施をされておりました。各組織から2、3名程度出席して講習を受けていただいております。この養成講座につきましては、もともと自主防災組織での活動に活かすような講座でございますので、直接行政との関わりは今のところ持っておりませんが、そうですね、その内容について職員もなかなか中身を知りませんので、この養成講座についてもちょっと職員の方でも中身を精査をしたいというふうに思います。そして地区での活動に対しても、行政から協力といいますか、そういったことについては今後も取っていきたいなど、このように考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 壇上でも言いましたが、私も、最終日でありましたが講座を受けまして、確かにそういうふうな災害を想定した訓練というのはなかなかできませんが、卓上でありますので、そういった中で地区の人、近所の人達がどういうふうな考えを持っているかということを知り合うだけでも、万が一の場合には経験として活かされていくのではないかと思いますので、ぜひ、もう少し職員の方でも研修について勉強されて、少しでも町内に広げていただければと思いますが、そう思ってよろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。やはり災害が発生した場合には、当然そういったいろんな問題が起きてくるわけですが、先ほどから言いましたようにこの避難所マニュアルというのは、あくまでも自主的に地域で組織をして、地域で運営してもらおうということが建前になっておりますけれども、やはり行政は行政としての役割がありますので、当然地域の皆さんと職員とが一緒になってそれは取り組んで行くべきだろうと、このように思います。したがって、議員がおっしゃるように、町の職員もそういった研修を受ける必要があると思いますので、今後努力をしてみたいです。

一番最初に議員が、国の方では避難所運営マニュアルが示されておるので、それに基づいて川棚町も策定すべきではないかと、こう質問がありましたが、冒頭に申し上げましたように、このマニュアルどおりの運用は非常に難しいと考えております。といいますのは、今回示された国のいわゆるマニュアルの基本モデルは、大規模地震を想定したマニュアルであります。そしてまた、大規模津波を想定したマニュアルでありますので、そういった面において、非常にこれを参考にすることが非常に難しいということで、川棚町は川棚町なりのマニュアルを作って、そして住民の皆さん方にお示しをしたいと、このように考えております。以上でございます。

1 2 番 福 田 終わります。

(1 1 : 0 0)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 0)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 おはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。2問質問をいたします。1問目、次期町長選への出馬について質問をいたします。

「あなたが主役の町政」のスローガンのもと当選されてから、2期目も残り10ヶ月となりました。初就任以来、町民全体を考え、「自然を愛しくらし輝くまち」のスローガンのもと、多くの改革や改善に取り組み、生活の安定を考え励んでこられたことはご承知のとおりであります。

これまでの経験や反省点を活かしながら次期町長選への出馬について、次の点を尋ねます。

①初当選後に町長の公約として掲げた15の政策で実現したのは。また、残る課題は。

②平成30年9月実施の町長選に立候補する考えがあるのか。決意があれば伺いたい。

2問目、郷土資料館の改善について。

町の歴史を学ぶ場として、郷土資料館があります。今までの展示物に加えて、特攻艇「震洋」の展示により、来館者数も平成28年度331人と前年に比べ人数が増えております。これらの郷土資料は「地域の貴重な資産」と位置づけられるべきであります。郷土資料館に多くの方にご来場いただくための改善点について、次の点を尋ねます。

①古い写真や古文書等の原本の保管の現状は。

②原本を末永く適切に保存・保管するために、デジタルアーカイブ化し、提示できないか。

③郷土資料館が老朽化しており、建て替える考えはありませんか。

以上、質問をいたします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員のご質問にお答えいたします。ただいま議員からは2点についてご質問がありましたが、後段の郷土資料館の改善の質問に対しましては、教育長の方から一括して答弁をさせますのでよろしく願いいたします。それでは、堀田議員の「次期町長選への出馬は」のご質問にお答え

をいたします。

ただいま、議員が質問の中で述べられましたように、町長に就任してから7年2ヶ月が過ぎたところであり、2期目の任期も残り10ヶ月足らずとなったところでもあります。就任以来、これまで体調を崩すこともなく職務に専念することができ、本町が抱えている課題を解決するための諸施策につきましても、議会をはじめ町民皆様方のご理解とご協力により、また、職員の協力も得て大きな瑕疵や困難もなく推進できたところであり、改めて皆様方に感謝を申し上げる次第でございます。

ただいま、堀田議員からは身に余る評価をいただきまして大変恐縮をいたしております。そこでこれまでの経験や反省点を活かしながら、次期町長選への出馬についての2つの質問についてご質問がありましたので、順次お答えをさせていただきます。

①では、「初当選後に公約として掲げた15の政策で実現したのは。また、残る課題は。」とのご質問についてであります。公約は選挙期間中に掲げたものでありますので、後というのはちょっと違うんじゃないかと思えますけれども、初当選の折にということで答弁をさせていただきます。確かに平成22年9月の町長選挙に出馬した折には、山口文夫選挙事務所では「あなたが主役の町政を」などをスローガンにした選挙運動用ビラを作成して、有権者の皆様に配布をさせていただいたところでもあります。その中に山口文夫の政策と信条として、15項目の政策を公約として掲げたところでもあります。そしてそれら进行评估していただき、当選させていただきましたので、就任以来、今日までその実現に向けて努力をしてきたところでございます。現時点では実現できたもの、できていないものはそれぞれありますが、行政は常に現在進行形でありますので、その時点では実現したとしても、また新たな課題が生じてまいりますので、今後も議会をはじめ、町民皆様からその成果について評価をいただけるように、誠心誠意努力をしてまいります。

次に、「次期町長選に立候補する考えはあるか。決意があれば所信を伺いたい。」との質問であります。これにつきましては全く白紙の状態でございます。現在、川棚町の発展に欠かすことのできない多くの事業に取り組んでおり、残り9ヶ月ほどの任期がありますので、その進捗を少しでも図るべ

く、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。そして、その間において考え方をまとめ、しかるべき時期に立候補するかしないかについてはご報告をさせていただきたいと存じます。これからも川棚町の発展と町民皆様方の福祉の向上のために、誠心誠意努力してまいりますので、堀田議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員の2つ目のご質問、「郷土資料館の改善を」についてお答えいたします。

川棚町郷土資料館は昭和40年に建設した中央公民館を昭和59年に引継ぎ、改装し、郷土資料館としたもので、建設から今年で52年を経過しているものです。本資料館は、1階を川棚町の近代以降の農家や漁師の家など、川棚町住民の暮らしぶりや、実際に使用していた道具類を展示している民族資料館として、2階を川棚町の歴史に関係したものを陳列・展示している歴史資料館として開館しているものです。

2階歴史資料館の収蔵品の古文書、写真の類は、ほとんどのものを町民から寄贈していただいたものを収蔵・展示しているもので、古文書は主に江戸時代末期から明治、大正、昭和初期に至る近代のものであり、庶民の暮らしぶりに関するものが大半を占めています。保存方法は経済、教育、文化などのそれぞれ関連するものをパートに分け、陳列ケースの中で施錠し、保存・展示しているものです。展示品について閲覧希望があれば開錠し、閲覧できるようにしていますが、古文書など湿度、温度、照度といった保管に適した、いわゆる博物館レベルの管理はできていないのが実情です。写真類については、そのまま説明書きを加え展示しているものと、アルバムに入れ保管しているもの、未整理なもの等が多数あり、俗に言う、普通の状態で保管しており、先ほどの古文書と同様、博物館レベルでの保管はできていないといったところです。

2番目の「収蔵している古文書、写真等デジタル保存し、アーカイブ化しては。」とのご質問ですが、デジタル保存には1枚当たり33円程度の費用がかかり、収蔵する古文書、写真の類を全てデジタル保存すると、その経費は莫大なものになることが予想されます。また、アーカイブ化してそれを提

示するためには、映像視聴環境ライブラリー等のそれなりの環境を整備する必要があり、提示の場所などを考えたときに費用もかかることから、今のところ収蔵資料のデジタルアーカイブ化については取り組む考えはありません。

3番目の郷土資料館の建て替えにつきましてのご質問については、郷土資料館は建設から50年以上が経過し、老朽化から雨漏りなど、展示施設としては不具合が多くなっていることは事実ではありますが、現状のまま修復をしながら管理運営していきたいと考え、建て替える考えはございません。以上で私の答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 すみません、この通告文の①ですけど、初当選後について書いてあるのは、確かに当選後じゃなくて、町長がおっしゃるように立候補する時の公約だったと思います。しかし、そのあとですね、15の政策を挙げられまして、大変こう、できたものもあるし、できないものもあったかと思えます。その中でですね、町長が立候補される、最初の年に立候補されるときに、第1番目に早急な観光事業の立て直しをとということで自分の給料を30%カットして、観光事業の活性化に向けて取り組みたいというふうなことで、そのときは前の町政を、1億8,000万円事業収入、借金返済額にですね、1億1,000万円を払っている中で、観光事業収入が1,000万円しかないというふうなことで批判をされまして、そういったことで観光事業の立て直しをしようということで立候補されましたけど、やはり先ほど町長がおっしゃいましたように、現在進行形でその年その年で変わるわけですね。しかし、今まで7年間やられてこられて、観光事業収入はもう少し伸びると、やっぱり自分の力がもう少し足りなかった、今からもう少しすると、伸びるんじゃないかというふうな考えをお持ちでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 今の質問は、今後伸びるのかどうかという質問ですね。はい。観光事業収入につきましては確かに当時就任した頃、あるいは選挙期間中におきまして、そのことは大変危惧をしておりました。やはりこれにつきましては、基本的には大きな借金を抱えて運営をしておりますので、本来は観光事業、独立採算性であるべきでありますので、事業収益からそういっ

た借金をまかなうというのが原則でございます。そういった原則に照らし合わせて若干問題があると。やっぱり観光事業の収入を増やさなければという思いでございました。そしてこの7年間余り取り組んでまいりまして、いろいろ施策も講じてまいりました。ご承知のように、夏場だけでの利用する海水浴場も年間を通じて利用したいということで、そういった整備も進めましたし、あるいは交流人口をさらに拡大するために、戦争遺構である片島の整備も進めてまいりました。そういったことで少しずつ改善はしてきておりますが、直接それが事業収入に結びついていくかといえ、それはいろいろ意見が分かれるところであり、そういった状況の中で、今後も川棚町がこの観光事業と川棚町の発展を考えたときには、切って切れない、そういった縁がありますので、これからも伸びるように努力をしてまいりたいと、こう考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 15の政策を全部1件1件言うつもりはありません。財政健全にですね、一定の成果を出しているということは評価をしているわけですが、まだやり残している仕事があるかと思えます。これから先、庁舎建設も始まってまいります。そういった中で、まだどうしてもあとの任期でこれだけはやっておきたいというのがありますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。ただいま議員からは、財政健全化については一定の評価をしているとの、そういったニュアンスの発言がありましたが、実はこれについては当時基金残高がどんどん減少をしてきた状況でありましたので、この基金残高の減少に歯止めをかけるということで取り組んでまいりました結果、平成20年度決算では17億7,000万円の基金残高が、現在では20億前後、今は19億程度ですかね、で推移をいたしております。したがって、この減少傾向には歯止めをかけることができましたが、これからまた庁舎建設という新たな問題に取り組むこととなりますので、これについてはまた基金を取り崩す必要がありますから、大変な状況になるかと思えます。しかしこれについては、熊本地震を経験したことを考えてみたら、やはり避けて通れないということで、今年度から具体的に取り組むという方針で進めておりますので、できるだけ任期中にはある程度、こ

のあと毛利議員からの質問もありますけれども、ある程度どういう方向で進めるのか、できるだけ議員の皆様方にも説明できるような方向で取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、任期中にどうしても見える化したい事業が1つはございます。

と言いますのは、DC沖埋め立て地の整備については、これまで県の方で公園の整備をしていただくように交渉をしてまいりまして、やっと実施設計までは終わっております。本来、今年度事業の着手をしてもらうところになっておったんですが、諸般の事情がありまして、これについては町の方から1年先送りにということで話を県の方に申し上げて、現在待ってもらっている状況でございます。したがって、新年度は必ず事業が着工でき、そして整備は進められるというふうに思っておりますので、これをぜひ新年度は見える化したいと、こう思っております。

それから、就任当時はこういった地方創生法もそのあと制定をされまして、人口減少に取り組むことについては当初考えておりませんでした。子育て支援にはどうしても力を入れたいということで、就任当時、保育料の第2子以降の無料化を実施をしたわけでございますけれども、こういった子育て支援については、今後、国の方が積極的に取り組んでいくということで、人口減少対策を進められると思いますので、それに大いに期待をしているところであります。いろいろ思いはありますけれども、とにかくあと10ヶ月程度ありますので、任期まで精一杯努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 いろいろ任期中にそういうことをしなくてはいけないということで、見える化で、いろいろ諸般の事情があると言いながらですね、また、いろいろな事業もずっと続くわけですね。あるいは、まだこの任期中にはやり残したこともあるかと思えます。

それで、もう1回最後に聞きますけど、平成30年9月実施予定の町長選に、先ほどは白紙の状態っておっしゃいましたけど、再出馬の意思はおありでしょうか。再度伺います。

議 長 町長。

町 長 先ほど申しあげましたように、現時点では全く白紙の状態

ございます。今後しかるべき時期に来たときにいろいろ判断をいたしまして、そして報告をしたいと思います。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 しかるべき時期ということですので、3月の定例会か6月の定例会になるんじゃないかと思いますが、6月の定例会では3ヶ月しかありません。6月の定例会で7ヶ月です。それで大丈夫とお考えですか。

議 **長** 町長。

町 **長** ちょっと意味がわからないような質問でありましたが、6月で7ヶ月とおっしゃいましたけど、逆だったんですね。はい。そういったことにつきましてではですね、残り何ヶ月だからそういったときに表明するか、そういうものではなくして、現在やはりいろんな問題を抱えておりますので、これを任期いっぱい一所懸命取り組みたいということをお願いしております。その中で、次期どうするかを判断したいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 今の任期を全うしたいということで了解をしたいと思いますが、例年何かのときにでもしかるべき時期という表現がかなり出てきますので、はっきり何月頃出馬をしたいというふうにおっしゃっていただければ一番いいかと思いますが、今までの町長の答弁を聞いてまして、三選に向けての出馬はあるだろうなというふうに理解をしております。

次に行きます。次に、郷土資料館の改善をということで、今現在写真、古文書、そして1階は郷土資料館として農具とかいろいろな、昭和30年以前の農家の、農家といいますかね、住居の模型が展示されておりますけど、やはり写真を展示している以上、やはり老朽化したり、あるいは写真が薄れてきたりしてからだんだんわからなくなってくるわけですね。そうすると、どうしてもこれは何だったんだろうかというふうなことにもなってきますし、やはり写真とか、古文書辺りは少なくともデジタル化していく方法がいいんじゃないかと私は思うんですけど、確かに教育長がおっしゃいますように、要するにそれをする手間と金額がかかることは承知のうえでございます。ただ、やっぱりですね、写真だけでもデジタル化するっていうことはできませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 今のご質問にお答えしたいと思います。堀田議員のおっしゃることはよくわかります。だんだん劣化していくのも事実でありますので、ただ、闇雲にデジタル化という以前に、やっぱり私達が見ても価値がわからないというか、ものもありますし、整理整頓をしていかななくてはいけない。

資料の整理をですね。ですから、一番川棚町でネックとなっているのが、それを専門的に分けたり、評価したりする学芸員さんがおりません。まずはそういったものを史談会の力をお借りしたり、そういった学芸員を非常勤で雇用できないか、そういったことから検討していきたいと考えております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 確かに、そういったものをする、大きな町辺りは学芸員さんがいらっしゃるかと思うんですけど、本町はですね、そういったところまで行かないんじゃないかと思っております。ただ、先ほど教育長がおっしゃいましたように、整理ですね。きれいにはしてあるんですけど、館内も暗いですし、ちょっとやっぱり、今のままの現状をしていくうえでは、やはり照明でもですね明るくしてもいいんじゃないかと思うんですけど、その点はLEDに変えるとか、そういったことは考えていらっしゃいませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 ほかの方法については、暗い方が劣化していかないとかいうこともありますのでですね。そういうことも研究しながら、また、専門家のご意見も伺って今後検討していきたいと考えております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 確かに、写真とか古文書を保存するのは大変なことだろうと思います。予算もかかるんじゃないかと思います。ただ、そういったデジタル化にして、アーカイブしますと、タブレット辺りに取り込まれるようになるんですね。そうすると、そのタブレットを利用して、例えば認知症予防、そういったものに、教室とか、そういった中で古い写真をお年寄りに見せて、昔のことを思い出させる回想法というのがあるんですけど、そういうことに利用されるわけですね。だから、予算は大変だろうと思うんですけど、そういったことに使ってもらえるようなですね、方策を取り組んでほしいと

思うんですけど、今までの話を聞いていますと、とても予算が、経費がかかるということで、無理ですというふうな答弁でございました。予算があったらそういう方向に考えていってもらいたいと思います。

それから3番目ですけど、郷土資料館が老朽化してですね、もう52年経過しているということで、建て替える考えはないということですけど、もしそういうことが可能であれば、庁舎建設の中でそういった一角に郷土資料館としてスペースを設けるっていうことの発想は考えられなかったですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 今のところ、私が庁舎建設の方に全然関わっておりません。

そういった計画段階のことも聞きながら、また、教育委員会にもそういったことが、諮問があると思いますので、そのときには堀田議員のご意見を参考にしながらですね、また発言していきたいと考えております。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 それと、前後しますけど、写真も町内には各家庭に古い昭和30年代の写真が、結構貴重な写真があるかと思うのですね。議会だよりの方でも表紙にそういった写真を載せておりますけど、町民の方にそういった写真を提供できないかということで、呼びかけもしていますが、なかなか集まらない状況ですね。ただ、先ほど教育長が言いましたように、アルバムの中に入っているとか、まだ箱の中に入っているとか、いっぱい整理するのがあるっていうことですので、やはり最初はまだアルバムの中に残っているものとか、そういったものを掘り出すようなボランティアといいますかね、今だったら史談会の人をお願いするんでしょうけど、そういった整理をするような作業をもっとできないですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 社会教育係の方とそここのところは話をして、史談会とか公民館講座とか社会教育委員会とか、そういったところにも諮問しながらですね、検討してまいりたいと考えております。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうふうな手続きでですね、お願いしたいと思います。もうあまり質問する事項がありませんので、これで終わります。

(1 1 : 4 2)

議 **長** お諮りをしておきます。ちょっと時間がですね、中途半端になるんですけども、久保田議員の登壇の分までということで区切りをさせていただければと思います。そのあと午後から町長の答弁としていただきたい。どうですかね。もう休憩した方がいいですか。議運の委員長、それがいいですか。久保田議員もそれがいいですかね。はい、わかりました。それでは時間が中途半端でございますが、ここで休憩といたします。

(1 1 : 4 3)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** 次に、久保田和恵議員。

4 番 久 保 田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文に基づき、質問を行います。第1に、すこやか長寿券について尋ねます。

高齢者の健康保持・増進及び外出機会の提供を目的として、65歳以上の方に対してあんま・はり・灸施術と、しおさいの湯で利用できる「すこやか長寿券」が一人につき年間2枚交付されています。

しかし、利用率は伸び悩み、平成28年度決算においても前年度と比較すると利用状況は減少しています。

そこで、利用しやすくするように、交付の方法などについて町長の考えを尋ねます。

1つ、6月1日現在で65歳以上の方が対象となっておりますが、介護保険料額決定通知書と同時にすこやか長寿券を交付する考えはありませんか。

2つ、現在、利用期間は6月1日から3月31日までの10ヶ月間となっておりますが、1年間とする考えはありませんか。

3つ、利用は本人と限られていますが、家族に限り利用を可能にする考えはありませんか。

第2に、児童公園の安全対策について尋ねます。

児童公園は子どもにとって安全で楽しい遊び場であると同時に、子どもが遊びを通して心身の発達や自主性、創造性、社会性など身につけていく所であり、安全性が確保されなければなりません。

しかし、公園に設置されている屋外固定遊具は腐食が進み、危険な状態の

ものも多くみられます。そこで遊具などの安全対策について尋ねます。

1つ、特に琴見ヶ丘、尾山、山手、若草、新町住宅敷地内にある公園にあるすべり台、ジャングルジム、ぶらんこは、腐食による危険な状態にあります。子ども達が安全に安心して遊べるよう、安全対策について尋ねます。

2つ、山手公園はイノシシにより公園内が荒らされています。今の状態では、子ども達が元気に走り回れる状態ではありません。イノシシ対策について尋ねます。

第3に、小中学校の出席簿について尋ねます。

学校出席簿は、学校教育法に明記されているとおり、児童・生徒たちの教育を保障するための必要な表簿として出席状況を把握するもので、その作成権は当該校長にあります。しかし、現在、出席簿は男女別に分けられており、出席確認の点呼や入学式、卒業式などほとんどの学校の行事で男子が先、女子が後という慣習で行われています。男女共学、男女平等を遂行、実現すべき学校において、性別で分けない男女混合出席簿に指導する考えはないか尋ねます。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 久保田議員のご質問にお答えいたします。ただいま議員からは3項目についてお尋ねがありましたが、最初と2番目については私の方から答弁をさせていただきます。

まず、「すこやか長寿券について」のご質問についてお答えいたします。すこやか長寿券につきましては、議員の質問にもありましたように、高齢者の健康保持増進及び外出機会の提供を目的として、毎年6月1日現在で65歳以上の方に対し、1人に2枚を交付をしているところでございます。今年度におきましても、6月に4,392人の方に交付をいたしております。28年度の利用実績は、8,550枚の交付に対し、2,196枚の利用で、利用率は25.6%であり、前年度に比べて0.95%の減少となっております。なお、平成20年度以降の平均利用率は24%から27%の間で推移しているようであります。

ご質問の①について、「介護保険料決定通知書と同時に交付する考えはないか。」とのご質問であります。この件につきましては制度創設当初からそのように実施をしているところであります。

次に②の「利用期間を現在の10ヶ月から1年間とする考えはないか。」とのご質問についてであります。利用期間の延長により、必要となる予算の確保などを考慮する必要がありますが、来年度からの利用については、議員ご提言のとおり1年間利用できるように取り扱いを変更することで、今後検討してまいる所存であります。

③の「利用は本人に限られているが、家族の利用を認める考えはないか。」との質問であります。本事業の目的は、議員の質問にもありますように、高齢者の健康保持・増進及び外出機会の提供を目的としておりますので、家族や同居の方が利用できるようにすることは、事業目的にそぐわないと考えますので、そのような考えはありません。

次に、児童公園の安全対策についてのご質問にお答えいたします。議員からは2点のご質問をいただきましたので、まず①の「公園に設置されているすべり台、ぶらんこ、ジャングルジムの安全対策は。」についてであります。都市公園においては、平成25年度までに遊具の取り替え、補修を計画的に実施してきており、さらに職員により定期的に点検を実施し、異常等が発見された場合はその都度補修などの対応をしてきたところであります。また、旭ヶ丘、尾山の児童遊園についても異常が発見された場合は、補修等の対応をしてきたところであります。

今後の安全対策につきましては、このたび、都市公園並びに同法施行令が一部改正され、都市公園の維持修繕基準の規定が新たに設けられ、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講じることとされたところであり、平成30年4月から義務化されることを受け、町が管理する公園施設全般については、年1回を基本として定期点検を実施し、安全性の確保に努めてまいる所存であります。

次に②の「山手公園のイノシシ対策は。」についてであります。この件につきましては山手地区からも要望書が提出されておりますので、すでに現地を確認して、対応について検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 3つ目の久保田議員のご質問にお答えします。出席簿は久保田議員のご指摘のとおり、学校教育法施行令第19条及び学校教育法施行規

則第12の4に基づき、学校に備えなければならない重要な表簿であります。男女共同参画社会基本法が平成11年に公布施行され、男女平等の観点から全国で男女混合名簿の利用が広がってきました。男女混合名簿につきましては、11月15日付の朝日新聞掲載記事によりますと、全国で小学校87%、中学校67%の使用の利用割合となっております。長崎県では去年の学校運営調査の結果で、小学校ので75.1%、中学校で60%の割合となっております。

町内の小中学校における名簿の活用条件については、全ての小中学校で男女別の名簿を使用しています。学校生活では身体計測等、男女別にしなければならない活動があったり、教科によって男女別に行われる授業があったりするため、学校には出席簿だけではなく、各教科の教科補助簿、健康観察簿、保健名簿、集金等の名簿、委員会名簿、縦割り名簿、指導用登録簿等、用途に応じて数多くの名簿があります。

以前、私が勤務していた佐世保市の小学校では、男女混合名簿も使用しておりました。しかし、男女別の名簿も必ず作成していました。最近では名前からはっきり男女の区別ができなかったりするため、男女混合名簿にわざわざラインマーカー等で男女を色分けして塗るという実態もあり、教員の働き方改革が叫ばれる中、事務作業の負担になっていると考えております。また、近年大きな災害が増えていますが、危機管理においては男子何名、女子何名という方が、誰がいないのかという場合に、男女別名簿の方が非常に見つけやすいということもあります。

男女混合名簿であいうえお順や生年月日順の名簿になったとしても、先に呼ばれる人、後から呼ばれる人と順番が必ずついてしまいます。そういうことを差別だと言っていたら、差別など永久になくならないと考えます。ですから、男女混合名簿を導入することによって、男女差別が解消されることはないと考えます。人間は生まれたときから男の子、女の子という性差を背負って生きています。このことは生物学的な区別であり、差別ではありません。男女差別の解消や男女平等の推進は、混合名簿にするかどうかではなく、子ども達が男女それぞれの性差を認め合い、互いに尊重して行動できるような内面的な心を育てること、男子でも女子でも努力すれば夢が叶うような社会を作ることによって実現可能になると考えます。

これらのことから教育委員会としましては、あえて男女混合名簿にしなくてもいいと考えておりますが、今後、町内各小中学校と連携し、正しい性差の理解や性的マイノリティへの配慮なども踏まえ、男女共同参画社会の実現に寄与できるよう、取り組んでいきたいと考えています。以上で私の答弁とさせていただきます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 じゃあ、順番を追って再質問をしてまいります。まず最初ですこやか長寿券について尋ねます。1つ目は、制度当初からそういうふうに行っているのでは変える考えはないっておっしゃってますけども、当初からそうだったから変えなくてもいいということは理由にはならないと思います。まず考えてですね、6月1日で65歳にならないとすこやか長寿券はいただけないですね。けども65歳になったとたんですね、介護納付決定通知書が来て、すぐ介護保険を振り込みなさいというのが連絡、通知が来るんですよ。けどもすこやか長寿券は入っておりません。介護保険は65歳になって、独立したものにはかけますけども、国保とか社会保険ですね、その中では40歳から介護保険の賦課分というのは引かれるわけですよ。だから、すでに介護保険料は40歳から取られているものだと思っております。

そしてこの通知の中にもですね、40歳以上の保険料を財源として介護が必要になった人を社会全体で支える制度ですとありますので、かけてて何かがあったら40歳から介護保険を使える状態になった人は使えるわけですよ。だから、6月2日に誕生日が来ても、7月1日に来ても、その後に来た人はこの交付と一緒にですね、交付すべきではないかと私は思うんですけども、どうでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。久保田議員の質問は、6月1日現在で65歳以上の方が対象になっていると。だから、この対象者の方には、介護保険料決定通知書と同時に交付する考えはないかと、こういう質問であります。現在、そのようにしているというふうに担当課の方からは聞いておりますので、それに間違いがなければまた担当課の方で答弁をさせますけれども、そのようにご理解いただきたいと思います。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久保田 6月2日に生まれた人は、1年待たなくちゃもうもらえないんですよ。しおさいのすこやか長寿券はですね。6月1日に65歳になっている人しか、このすこやか長寿券は。6月1日にここに書いてありますように、6月1日に65歳になった人にすこやか長寿券は配布されると私は思っているんですけど。だから7月に生まれたり、8月に生まれたりした人は次の誕生日までもらえなかったと記憶してますけど。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。制度の中で、6月1日現在で65歳以上の方が対象だと、このように決めておりますので、当然そういったことになります。したがって、6月2日以降の方については次年度以降の交付になるものと、こう理解をいたしております。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 たった1日違いのところですね、1年待たなくちゃいけないっていうのはいかがなものかと思うんですね。6月1日現在で満65歳以上の方を対象としてこのすこやか長寿券というのは配られるんですよ。だから、それ以降で65歳になった人は、介護保険料は引かれるけども、この長寿券は交付はされない。私も8月20日生まれでしたので、このすこやか長寿券は入っておりませんでした。だから、誕生日に介護保険のあれが配られると同時に、一緒に配布はできないかって尋ねているんですけども、やはり、当初の制度上として、当初からそうだったから今後もそのとおりにするっていうことですね。それで間違いないですね。

議 長 町長。

町 長 制度を構築する場合にはやはりこういったものについては基準日というものを設けなければ、やはり制度の運用はできないと思います。

だから、1日違いでもらえないということについては確かにそうでありませけれども、制度構築上はやむを得ないというふうに思います。

例えば、1日違いで新入学生になったり、1年遅れで入学したりというふうなことも1日違いであるわけでありますので、例えばになるかどうかわかりませんが、そういうことでやっぱり基準日は設けるべきだというふうに思います。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 先ほども言いましたように、国保とか社会保険の中にはですね、40歳から介護保険の賦課分を引かれるわけですから、もうすでにそういう権利っていうか、それは発生していると私は思っているのですが、制度上そういうふうにしてできないって言われるのなら、今度は制度を変えることをしていかなきゃいけないと思いますので、次に行きます。

2つ目は、10ヶ月の利用期間を次の来年度からは1年間に取り扱いを変更するというふうにおっしゃったので、ぜひそうしてもらいたいと思います。

3つ目に、今は本人が押印してしか利用できないようになっております。

だけどもですね、施設に入ってらっしゃったり、それからお家の在宅介護を受けて、全く他の施設を利用していない人達もいらっしゃるわけですね。その人達にもこのすこやか長寿券は配布、交付されるんですけども、本人が行くのは無理だと思うんです。例えば在宅で介護をしてらっしゃる家族の方も、ご高齢になられて高齢者同士で介護をしたりしてらっしゃるときにはですね、そういう方達には利用できるように、前、白濱議員っていらっしゃったんですけども、その方も家族に使えるようにできないかっていう質問をされて、そのときもこれは制度上そうはなっていないのでだめだっておっしゃったのも記憶しておりますが、だけども実際にしおさいの湯にもはり・灸の施術を受けに行くのもできない人だっているわけですから、その人達を介護していらっしゃる人達が、家族が利用することは可能にできないんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。先ほども言いましたように、これは高齢者の皆様方のいわゆる健康保持・増進、そして外出機会を作るということの目的で交付されておりますので、それを家族全体に使用を認めるということについては、目的からすればやはり逸脱する部分もありますので、現状ではそれは認められないというふうに思います。

それから①の質問で、介護保険料を引かれているから1日違いであっても交付すべきではないかというような質問がありましたが、この質問の趣旨は、65歳以上の方が対象となっているので、通知書と同時に交付する考え

はないかということでの質問でありましたので、それは現在そのようにしておりますという答弁をしたわけであります。これについてもちょっと議論が噛み合っておりませんので、再質問をしていただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 1番に対して、わかりにくかったっておっしゃっているのですね。国民健康保険の中に医療給付分と、それから後期支援分と、それから介護保険分と3つありますよね。3本柱になってますよね。後期支援分は生まれた日から、それから介護保険の分は40歳になったときから、国保の中に入り込むようになっていきます。だから、介護保険料はすでに40歳になったときに払っていることにはならないかと。だから、65歳で介護保険に新たに単独で入ることを条件にじゃなくですね、その誕生日が来たときに配布は、交付はすることができないかって言っているんですけど。理解がまだあれですか。国保の中に3本柱があるのはわかりますよね。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。まず、介護保険制度はですよ、国の制度でありますね。このすこやか長寿券というのは町の制度でありまして、たまたま対象者に通知をする場合に、事務の効率化・合理化の観点から介護保険料額決定通知書と同時に送付をしているということであります。そういう質問として捉え、そういった答弁をしたところであります。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 そうしたらですね、27年度の決算認定の意見書の中にですね、すこやか長寿券については助成率など制度の見直しも含め、利用率を向上させるべく研究・協議されたいっていうふうなことで、委員会の報告としてあげてあったと思いますけども、これは研究、協議はどのようにされたかお尋ねしていいですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** それについては、担当課の方から答弁をさせます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。すこやか長寿券につきましては、本人さんが確認しやすいように、介護保険の決定通知書

に合わせてですね、一緒に同封することで見ていただく機会があると。そして確認をすることによって、利用をしたいという考えがあればですね、一般的に名前を記載したりせずに交付するより、やはり自分に充てられたものだということを考えればですね、やはり現状の形で本人さん宛に文書を送るという形が一番利用の効果としては望ましいものだという事で考えておりますので、従前の取り扱いを行うことと合わせて同じようにですね、29年度、今年度についても本人さん宛に介護納付書の決定通知書と一緒に同封をさせていただいたところです。今後、利用の忘れというのがもし考えられるようであればですね、利用について広報なりで周知を図るような形ですね、年に1回ぐらいはそうした機会を設けて、ぜひご利用くださいというようなご案内を差し上げていくことも検討していきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 じゃあ次に、児童公園に移ります。先ほど、補修点検も計画的にやっている。そして異常が見つかったら対応してきましたっていうことでしたけども、琴見ヶ丘や尾山、山手、若草ですね、ここを見てきて、私がこの通知を出したあとにも見に行かれたんでしょうか。どういう状況だということを、職員の方は見に行かれたんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。もちろん、一般質問等でこうして取り上げられますと、当然またそういった機会を捉えて現地には行っていると思います。それ以前にもずっと定期的に担当の方では点検をしております、また、地区からの要望等がありましたら、早急に応えるようにしておりますので、そのように私は理解をしております。具体的には担当課長の方から答弁をさせます。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは、久保田議員のご質問にお答えをいたします。まず、点検についてであります、直近では定期点検として、平成27年度に定期点検を行っております。3年に1度の定期点検ということで実施してきたところであります。なお、通告がありましたので早速全公園、児童遊園を含めて点検をいたしました。点検の資料がここにございます。全箇

所、全遊具、全部点検をしております。その中で、使用を近々に禁止をしなければならないという遊具については発見されておりましたが、一定の補修が必要だという遊具は1、2、散見されましたので、早速対応を今検討しているところでございます。そのほかにつきましては、現状ではそのままの使用で問題ないということで、点検結果として報告を受けたところです。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 琴見ヶ丘とかですね、山手とかですね、あそこをあのままで利用しても大丈夫だっていうふうなことを言われてもですね、とても足を踏み入れようかっていう、安心した気持ちにはならないと思うんですね。点検とその補修ですね。あそこが今の状況になるまでに錆びたところを塗るとかですね、手直しとか、そういうことをしようということまではしなくてもいいということですか。とてもあの状態のすべり台で、子ども達が遊んでいる風景というのを考えられないんですね。私が一番見て、ここの遊具はいいなと思ったのはですね、中組の宮ノ前第三公園というところにすべり台があるんですね。それは色がカラフルで、まだこれだったら子ども達とお母さん達の笑い声が聞こえるような、遊ぶのも楽しいだろうなというふうな光景が浮かびますが、琴見ヶ丘とかになったらですね、とても危なくて利用したいなっていう気持ちにはならないと思いますが、あのまま錆びたままで今後も大丈夫だから使用は続けてもいいっていうことですね。確認です。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。久保田議員の質問は、遊具の安全性の確保を図る観点からご質問があったんだろうということで、先ほどのような答弁をいたしておりましたが、今のご発言をお伺いしますと、美観のことについても考えろというふうな趣旨のご質問でありましたので、今後それについてはかなりの予算確保も、財源の確保も必要でございますので検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 ぜひ、早期に検討していただき、確保していただきたいと思っています。そして山手公園は地域からの要望もあったということで、見に行きましたが、本当にミミズを食べたのか、ずっと表面がぼこぼこになってい

て、子ども達が走り回れるような状況じゃありません。猪乗の川のそばの公園も以前はイノシシが荒らした状態を見ましたが、今はきれいな状態になっていますので、ぜひ早急にですね、地域の方の要望も聞いて、修復していただきたいと思います。

次に移ります。小中学校の出席簿について尋ねます。先ほど教育長が言われたように全国では87%、小学校でですね、中学校で、逆だったか、中学校で67%が混合の名簿を使っているということでした。県内で使っているところの学校なんかは、どのようなところが良くて混合名簿にしたかっているのはお尋ねになりましたでしょうか。どういう理由で混合名簿にしているかっているのをお尋ねになられましたでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 今のご質問にお答えします。その件につきましては、こちらから問い合わせ等はしておりません。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 私も全体的には聞いておりませんが、時津町とか松浦市とかは混合名簿にしている、それは教育委員会から言われてしたんじゃないかと、先生達が率先してそのようにしたというふうに聞いておりますので、やはりそれなりの理由があることだと思います。そしてですね、やはり先ほどおっしゃいましたけども、混合名簿にしなくてもいいと。何もそこまでの必要はないというふうに私は解釈したんですけども、やはり男が先で私達が直に見る、目にする名簿と言えば入学式、卒業式、そして学校の参観日のときに先生が点呼をされる名簿しか目にしません。先ほどいろんなところであいうえお順にしたり、それは便宜上それが便利だからそういうふうになっているんだと思いますけども、私達が、私が言っているのはやっぱり大元の名簿、そのところですね。やはり混合名簿にする考えはないか、もう一度尋ねます。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 今のご質問にお答えします。私としましては現状ままでいいと考えております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 このですね、長崎県の男女共同参画の現状と施策っていうの

が、読まれたことがあると思います。29年10月号が出されてるんですけども、その中でやはり男性と女性お互いの基本的人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現をとということで、やはり職場とか家庭、学校、地域、その他社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に積極的に努めて、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならないっていうふうに、この条例の中で謳ってあるんですね。ぜひですね、今先ほどもおっしゃいましたように、男女の性だけではなく、マイノリティな人達もいらっしゃる、そういう子ども達も生まれてきていると思います。ぜひですね、この全国でもこういう高い比率、しかも県内でも75%、65%の割合で高い使用率だと思うんです。ぜひですね、前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、そういうふうな考えはあられませんか。

議 _____ 長 教育長。

教 育 長 全国で広まったというのが、男女平等社会、そういったことが大元になってきていると思います。ただ、何でもかんでも男女平等だっていうことで、行き過ぎてですね、例えば集団宿泊とか修学旅行の部屋を一緒にする。体育の授業の着替えを一緒にの部屋にするとか、間違った男女平等の捉え方をしていたっていうことがありました。そういったことをジェンダーフリーと言っておりますけど、東京都においてはジェンダーフリーを基にした男女混合名簿については、しなくていいという通知まで出されています。

それで、学校によっては男女混合名簿にしたけど、どうしてもやっぱり使用上不便だということもあります。男女平等というのは、やっぱり男が先、女が先って言ってますけど、私は名簿で女子を先に呼名してもいいと思います。行事について入学式で女子が先に行って、男子が後、卒業証書を渡すのでも女子が先で、男子が後、これはもう学校で自由にやっていいことだと考えておりますけど。ただ、名簿によってだけそういったことが、男女の差別があるんだとか、そういったことはやっぱりおかしいかなと思っております。現在も、宮崎県とか沖縄の方でも男女混合名簿を取り入れようということで動き、されておりますけど、ただそれだけの、ただ単に分けるだけの、分けていたのを混ぜるっていうのはちょっと、またおかしいかなと。もっとそれよりも、今日、人権啓発の講演会とかあっております

けど、そういったことで内面的から男、男子も、お互いに敬い合うような、男女敬い合うような、そして立てて協力するような社会を、学校教育の中で作って行く方が先じゃないかなと思っているところです。男女別の名簿でどうしても男子が先で女子が後だっていうこともどんどん、どんどん刷り込まれているって言うのも聞きますけど、ただただそれだけじゃ、形だけで取り繕えばいいもんじゃないなと私は思っているところです。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 私は男性が先だ、女性が先だって、どちらをしてもやっぱりそれは差別だと思うんですね。だから、そういうふうにならないように、やはり今までが男子が先で女子が後ってというのがずっと慣例的になってて、やはり優先順位として男性が先なんだってというふうな考え、それから強い性が強いんだってというふうなですね、そういう植え付けって言うのがですね、危険って言うか、そういうのがずっと刷り込まれていって差別につながるんじゃないかと思うんですね。あいうえお順でやれない、やらないというこだわりはなぜですか。

議 **長** 教育長。

教 育 長 別にこだわりっていうのはありませんけど、ただ、男女混合名簿にしたところでそこが解消する、男女平等だというのはいかがなものかなと思っているところです。男らしさ、女らしさも全部否定する。男も女も中性化したような、何か行き過ぎた男女平等というのはおかしなもので、男女がそれぞれお互いに尊重し合う社会を作って行く方がよりいいんじゃないかなと。私の考えです。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 やはりそこに自然に出た、今、男らしさ、女らしさですね。

その、何て言うのかな、何も中性化せろとは、中性化がいいんだというふうには、悪いんだとか良いとか、そういうふうには私は言っておりません。

ただ、そういうふうに慣例として先生達の中にですね、当然のように男が先、女が後だっていうふうなことが刷り込まれてくるのが怖いなっていうふうに思うんですね。極端かもしれませんが、この間、竹下総務大臣が来賓者の同性のパートナーを認めない、日本は認めないというふうに国際的にも恥ずかしい発言をしました。ああいうことが自然に植え付けてくるんじゃ

ないか、そういうふうになるんじゃないかっていうふうに私は思うんですね。だから、あいうえお順にこだわらない、男性が先、女が先だっていうふうにもこだわらなければあいうえお順でもいいんじゃないかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 私、最初の答弁にも述べましたけど、やっぱり命を守るというのが学校というのは大前提だと思うんですね。やっぱり何かあったとき皆いるか、男女混合ばらばらで座っていたんじゃない、やっぱりお互い見つけにくいんですね。誰々君がいません、誰々さんがいません。やっぱり男子何名、女子何名、ぱっと瞬時にわかるというのは男女別なんですね。やっぱりそういった命を守るという観点からも、私は男女別名簿の方がいいんじゃないかなと。男女別の方がですね。混合名簿にしても、佐世保で使ってたので、特には私も実際使っていましたのであればないんですけど、それを男女混合名簿を使ってまた別に男女別の名簿を作って、実際、そっちの方が活用しているんですね。だからもう二重の事務の手続きっていうかですね、教員が負担をしているなど思っているところです。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 どこまで行ってもすれ違いというか、合致するところが見あたりません、見つけきれませんので、これも男女混合の名簿というのも、簡単な問題ではないと思うんですね。やはり全国でもこれだけ、長崎県でも先ほど言った数値で、高い数値を示しているということはやはりそこに何か、これを必要とする、これがいいんだというものがあるからだと私は思っております。だからこれも小さな問題ではなく、課題として私は投げかけて、この一般質問を終わらせていただきます。

(1 3 : 4 6)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 3 : 4 6)

(…休 憩…)

(1 4 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 それでは次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 議席番号 7 番、堀池浩です。通告にしたがって、2 項目について質問します。まず初めに、肺炎球菌ワクチン接種についてです。

日本人の死因の第 3 位が肺炎で、亡くなる方の 9 5 % 以上が 6 5 歳以上であること、普段元気な高齢者がかかりやすい肺炎の原因菌は肺炎球菌であることから、国は平成 2 6 年 1 0 月から高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を開始しました。

国はテレビで接種勧奨の CM を行い、本町では広報誌で 2 6 年 1 0 月、2 7 年 6 月、2 8 年 6 月、2 9 年 7 月と 4 回掲載していますが、高齢者にとってはわかりにくいところがあります。

また、本町の接種率は 2 7 年度 1 5 . 1 % から、2 8 年度 2 1 . 9 % と向上していますが、まだ 8 割弱の 7 0 0 名の方々が接種されておられません。

町民の命を守るうえから、今後の接種率の向上が必要と考えます。そこで以下のことを尋ねます。

1 つ、本町の接種率 2 1 . 9 % を向上させることが急務と思うがどのように考えるか。

2 つ、広報誌で周知しているが、半年経過後、未接種の方に文書で勧奨する考えはないか。

3 つ、本町の助成は、接種料金のうち生活保護者に 8 , 0 0 0 円、一般の方は 3 , 0 0 0 円となっているが、一般の方の助成を引き上げる考えはないか。

次にヘルプカードについてです。

ヘルプマークが記載されたヘルプカードは、障がいのある方や妊娠初期の方、難病の方が緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするもので、特に聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見障がい者とはわからない方や妊娠初期の方が周囲に支援を求める際に有効です。

ヘルプカードには、支援してほしい内容や、配慮してほしい内容などを記入し、普段から携帯、そして、災害に伴う避難生活が必要な時や、パニックや発作、病気の時、道に迷ってしまった時などの緊急時、また、日常的にちょっとした手助けが欲しい時に、このヘルプカードを提示して支援を求めることができます。

このヘルプカードは現在、県内では雲仙市が本年から実施していますが、本町には聴覚・平衡機能障害 77 名、音声・言語障害 18 名、内部障害 238 名の方がおられます。

昨日の長崎新聞ふるさと総合の欄に記事があり、長崎県では来年度の早い時期の導入を目指しているとありますが、災害や緊急時はいつあるかわかりません。そこで、本町で先行してできないか尋ねます。以上、壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀池議員の質問にお答えいたします。ただいま 2 項目についてご質問がありましたので、まず最初の「肺炎球菌ワクチン接種について」のご質問にお答えをいたします。初めに、肺炎球菌についてであります、肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、肺血腫などの重い合併症を引き起こすことがあります。厚生労働省によれば、肺炎は我が国の死亡原因の第 3 位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち、4 分の 1 から 3 分の 1 は肺炎球菌が原因と考えられているようであります。

次に、予防接種についてであります、予防接種は定期の予防接種と臨時の予防接種があり、定期の予防接種は予防接種法に基づき市町村長が行うこととされております。また、定期の予防接種は A 類疾病と B 類疾病に分別され、A 類疾病は集団予防に重点をおき、本人に努力義務があり、一方 B 類疾病は個人予防に重点をおき、本人には努力義務は課せられておりません。

肺炎球菌ワクチンの予防接種については、予防接種法において定期予防接種、B 類疾病に位置付けられているところであります。

議員からの質問①につきましては、接種率を向上させることは予防の観点からも重要であると考えます。

質問 2 については、国の予防接種ガイドラインによりますと、B 類疾病の予防接種は主に個人予防目的のために行うものであることから、予防接種の対象者は自らの意志と責任で希望する場合、接種を行うこととなるとの記述や、B 類疾病の定期予防接種については法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨にならないように特に留意することと記載されておりますので、個人への勧奨通知は今のところ考えておりません。ただし、町の広報誌については現

在の年1回の掲載を2回程度に増やし、高齢者にもわかりやすい通知内容に改善し、接種率向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

質問3の助成金額の増額についてであります。助成金制度につきましては、現在県内全ての市町で取り組んでおられます。21市町中、13市町が本町と同額であり、他の市町と比べても著しく低い額ではありませんが、町民の健康増進、接種率の向上を図るため、財政的な問題もありますが、新年度に向け増額について検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、「ヘルプカードについて」のご質問にお答えいたします。ヘルプカードに表示されるヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても配慮や支援を必要とする人々が、周囲の人に配慮や支援を必要としていることを知らせることで支援を得やすくなるよう、平成24年10月に東京都が作成したマークであります。東京都ではヘルプマークの作成後から認知度を高めるため、マークを表示したポスター、ステッカー、リーフレット等のツールを作成し、都内の公共交通機関や公共施設、病院等に掲出しているほか、民間企業への働きかけを行っているようであります。

また、今年7月に経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけではなく、外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号、これはピクトグラムというようでありましてけれども、とすることを目的に、JIS規格が見直され、その中にヘルプマークが追加されたことから、配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後全国的に普及が進むものと、このように思います。

議員の質問にありますヘルプカードはヘルプマークを表示したカードであり、これに配慮や支援を必要とする人々が、緊急時連絡先や必要な支援、援助内容等を記載して携帯することで、日常生活や緊急時の中で困ったときに周囲もその求めに応じて迅速に支援ができるよう考えられたものであり、本県では現在のところ、先ほど議員が述べられたとおり、雲仙市のみが発行を行っております。そこで議員からは、本町でもこのヘルプカードを早急に導入できないかのご提言をいただいたところでありますが、居合わせた周囲の方が障がいのある方へ手助けなどの支援を求める場合、あるいは障がいのある方が手助けなどの支援を求める場合においてヘルプカード等の提示、ま

たは確認することで、障がいの特性に応じた支援が可能となり、非常に有効であると、このように思っております。

しかし一方では、カードを常時携帯することによって個人情報に関する問題、あるいはカードへの記載内容の検討などが必要になってくるのではないかと、このようにも思うところであります。したがって、導入については先例の雲仙市を参考にするとともに、関係機関、関係団体等のご意見を聴取しながら、本町での早期導入を進めていきたいと、このように考えているところであります。しかし、今、議員も述べられましたように、12月5日に開催された長崎県議会において、公明党の麻生議員の同様の一般質問に対し、沢水福祉部長が来年度の早期導入を目指しているという旨、答弁をされたところであります。したがって今後、県下一斉に取り組みが始まることとなるようであります。本町といたしましても、積極的に協力していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 肺炎球菌ワクチン接種、これはB類の個人予防だということで、個人への勧奨、それは考えていないという話があったんですけども、接種率の向上云々って、今、先ほどお伺いしましたように、21.9%と本町は昨年度なってるんですけども、これを向上させるとか、あるいはどこまで接種率を上げればいかと、そういうお考えはないのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。先ほども言いましたように、予防接種法等での位置付けからして、そういった目標を設定をするということは現在いたしておりません。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 では次の文書の発送の方も、今のところ勧奨文書等は考えていないということがあるんですけども、見られたかと思うんですけども、広報へ今後2回掲載ということなんですけど、ただ、文書がわかりにくい。見てもちょっと、年度で全部書いてあるんですね。そのために何人かおられたんですけども、その年に65歳にならないと受けれないと思っている人がいて、特に年度変わっての、年が変わっての2月とかそういうところにな

ると、その人も65歳、70歳になってからでいいんだろうという発想がありますので、3月末、あるいは4月に行ったらもうだめですよと言われた方が何人かおられました。この辺の年度の取り扱いをもっとわかりやすくできないかというのが1点と、もちろん接種率の向上というのは考えはないかもしれませんが、1人でも多くの命を救うためにも、個人、未接種の方に送ったらもっとわかりやすいんじゃないかなということがあります。その辺の考えはありませんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。事務改善に関することについては担当課長から答弁をさせますが、個人あてに接種勧奨するような文書配布をしたかどうかというようなご提言でありますけれども、これについては先ほども言いましたように、B類系の、B類疾病の定期接種については法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨にならないように特に留意をすることと、このようにもなっておりますので、そういったことから個人あてへの接種勧奨は今のところ考えておりません。議員は壇上で国がテレビで接種勧奨を行っているというような話もされましたが、こういった法律の趣旨からすれば、国はそういった接種勧奨はしていないと思うんですけど、それについてはおそらく、私もたまにそういった肺炎球菌ワクチンについてのPR、コマーシャルを見るんですが、これはそういった国ではなくして関係機関か団体、あるいは製薬会社、そういったものがしているのではないかとこのように思いますので付け加えさせていただきます。国はおそらく、接種勧奨は法律の趣旨からしていないんだというふうに私は理解をいたしております。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 堀池議員の高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ、広報について、高齢者の方がちょっとわかりにくいのではないかというご意見でしたけれども、確かに今、接種の期限とかを載せておりませんのでこれらについても、また、対象年齢の表記についてもですね、一応国の広報誌を基に作ってはいるんですけども、なるべく高齢者の方が見てもわかりやすいようにですね、今後改善をしてまいりたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 広報の方も、今、年1回から2回掲載ということと、その期

限とか対象年齢、わかりやすくということ、特に広報を読まれる方もわかりやすい言葉でもらわないと、なかなか理解ができないんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。特に、紙面の都合上もあるかと思うんですけども、26年10月は約1ページ弱使って、あと、各年は半ページということで字もかなり小さくなっています。読まれる方は高齢者の方なので、その辺も考慮していただければと思います。

それから次、助成金の引き上げについてなんですけども、財政的な面があるかと思います。ただ、特にですね、高齢の年金生活者と、あと県民税、町民税の非課税の方、特にその辺を早めに助成ができないかなと。もちろん一般の方も引き上げできれば一番いいんですけども、できなくても非課税世帯、あるいは低年金者、低年金の家族のところです、そちらの方を先にできれば助成の方を引き上げていただければと思うんですけども、いかかでしょうか。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 はい、お答えします。よく耳にするんですが、肺炎についての予防接種があるということを知ったという方もかなりいらっしゃいます。そういった面において、やはり広報等でわかりやすくお知らせをして、そして自主的に予防接種をしてもらうというような環境を作りたいと思います。そして、自主的に予防接種をしていただくためには、やはり1回につき8,000円程度の費用がかかりますので、これについては助成をする必要があるということで、現在議員からもお話がっておりますように、生活保護者には8,000円、そして一般の方には3,000円を補助するようお願いしております。この助成額についての、今、ご提言をいただきましたが、県内全体を見渡しますと、長崎市、西海市、長与、時津、これが6,000円で、あとはだいたい4,000円と、そしてそれ以外は3,000円ということで、だいたい中位ぐらいではないかと思います。そういったことで、できれば半額程度の助成はできないか、今後財源の確保ができればそのように考えてみたいと、こう思っております。そういった中で、今、ご提言がありました、いわゆる均等割課税のみの方とか、そういったところについても研究をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議 _____ 長 堀池議員。

7 番 堀 池 ありがとうございます。この助成の方、県内で一番高いところが6,000円でその次が4,000で3,000円ということになっているということで、半額程度助成を考えておられるということなんで、少しでも早くこれが実るようお願いします。

続きまして、ヘルプカードについて質問させていただきます。通告を出した後、昨日新聞が出ましたんで、ちょっと質問の趣旨も若干変わったかと思うんですけども、この新聞の中に、今後啓発の方法についても市町と協議していくとあったんですけども、特にこのヘルプマーク、ヘルプカードは、持っておられる方は内容がわかるんですけども、支援を要請される方、こちらの方への啓発が特に重点を置かないといけないのかな。カードを見せられても、これ何ってなっているというところもありますので、今後その協議の中で、支援を求める方々に対しての周知の方法、あるいは内容というのを協議の中に、特に重点を入れて協議していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、先ほど壇上で言いましたように、昨日の新聞の記事で知ったんですが、県は来年度の早い時期に導入をしたいと、このように部長が答弁をされております。そして、最後には今後マークの配布や普及啓発の方法についても市町と協議をしていくと、こう述べられているようでありますので、今後そういった機会が早期にあるのではないかと思いますので、ただいまご意見がありましたことなどについても、当然議論に、対象になると思います。いずれにいたしましてもこのマークを導入したとしても、やはりこのマークの意味が地域住民にわからなければ効果が発揮できないわけでありますので、そういった啓発活動は大変重要だというふうに認識をしておりますので、そういった観点から町としても協議に参画をしたいと、このように考えております。以上でございます。

7 番 堀 池 以上で質問を終わります。

(14:25)

議 長 はい。次に、毛利喜信議員。

5 番 毛 利 5番、毛利です。私は庁舎建設について質問いたします。

本年3月の予算、失礼しました。本会議説明の折に、「平成29年度中に

具体的な建設計画を策定し、平成32年度までに完了する」と説明を受けました。「29年度に基本構想、計画、工事発注の基準を定め、30年度にプロポーザル型のデザインビルド方式で事業を行う」とのことでした。

29年度の第三四半期も過ぎようとし、残りの期間も少なくなってきた今現在、どのように計画が具体化されているのかお尋ねをいたします。

我々議会もその後あまり情報を聞いておりませんし、当然町民の皆さんも知らないことでしょうから、ここで公表していただければと思います。まずは、以下の3点をお聞きします。

①今現在、新庁舎建設検討委員会で協議されている状況、内容をお聞きします。

②想定している場所、面積、予算等はどう検討されているのか。

③発注方法に関しては「デザインビルド方式」と聞いているが、地元企業への配慮はどう考えているのか。以上、質問いたします。

町長 毛利議員の新庁舎建設についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の川棚町役場庁舎建設委員会で協議されている内容についてのご質問についてであります。川棚町役場庁舎建設委員会では、川棚町役場庁舎建設委員会設置要綱についての説明と、それから川棚町新庁舎建設推進委員会が平成28年12月に、町長に対して報告した内容について説明をし、委員の皆さんからのご意見をお聞きしたところであります。

次に②の、「建築面積、予算等をどの程度想定しているか」についての質問ですが、建築面積につきましては、職員の規模からして約3,000㎡と想定をいたしており、予算規模については財源の確保と共に現在検討中であります。

次に③の発注方法に関しては、デザインビルド方式と聞いていたが、その中での地元企業への配慮はどう考えているのかとの質問についてですが、発注方法としては議員が述べられたとおり以前発言をしておりましたが、従来方式と比較して建設コストの縮減、事務の効率化及び事業期間の短縮を図るため、設計施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式を採用する方向で協議を進めているところであり、その中で地元企業への配慮については、請負業者が決まった段階で地元企業を優先して工事参画できるように配

慮するよう求める考えであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 毛利議員。

5 番 毛利 はい。確認をさせていただきたいんですけど。失礼しました。先ほどの検討委員会は、川棚町役場庁舎建設委員会と名称が変わっているのでも知りませんでした。失礼しました。この委員会なんですけども、何回開催をされているのか。それと、協議の内容。その辺をもう少し詳しくお聞きしたいんですけど。

議 長 町長。

町 長 はい。この委員会につきましては、内部で協議をする委員会と、そして今話題になっております庁舎建設委員会と2つあるわけでありまして、川棚町役場庁舎建設委員会についても副町長が委員長を務めておりますので、その状況等については副町長の方から答弁をさせます。以上でございます。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。今のご質問ですけども、何回開催をしたかということですが、川棚町役場庁舎建設委員会委員は私を除いて8名、民間の方が8名で私がそれに入っております。事務局が総務課となって、あと関係する人はそのときに出席ができるような形での要綱といたしております。この委員会ですけども、10月に1回開催をしたのみでございます。ちょっと期限がないわけですけども、委員の選任とか時間の設定でちょっと、1回しかできておりません。

協議の内容ですけども、このときには、町長が言いましたけども、川棚町新庁舎建設推進委員会という、以前役場の内部で作ってございました、その委員会の町長への報告、それについて説明をいたしております。このときにはこれを説明して、人口減少とか庁舎の範囲はとか何年使うとか、いろんな話がありましたけども、これとってどういった庁舎をするというのは、第1回目ですので、そういったことまでは出ておりません。

今月日程がやっと決まりました、先進地視察といいますか、新しく庁舎を建てたところをまず見に行こうということで、今、日程調整をして日程が決まったところであります。以上でございます。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 すみません。確認をさせていただきたい。先ほどの役場庁舎建設委員会は内部の方が委員で、推進委員会は外部の方も含まれる委員会が2つあるということですよ。

議 長 副町長。

副 町 長 失礼いたしました。役場庁舎内部の川棚町新庁舎建設推進委員会というのは28年の12月、町長への報告をして、これは廃止になっております。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 推進委員会の中には外部の方が含まれている。推進委員会、新庁舎建設推進委員会。

議 長 副町長。

副 町 長 推進委員会には外部の委員さんは入っておりません。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 予算審査の折ですかね、外部の方を入れて今後検討をするということでお聞きをしているんですけども、今のところ外部の方が入っていないメンバーだけで協議をされているということになるんですかね。

議 長 副町長。

副 町 長 答弁がちょっと下手なものですから、申し訳ございません。

新たに川棚町役場庁舎建設委員会というのを作っております。そこには外部の方が8名いらっしゃいます。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 先ほど、予算の折にも計上されておりましたけど、委員会の視察等の費用がありましたので、いつ行くんですかと聞こうと思ったんですけど、来月行くということでしたので。

それとあともう1つ、調査ボーリングの費用も上がっていたんですが、これはいつされる予定でしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 視察は今月の予定です。ボーリング調査費用を上げていたんですけども、内部的には役場の周辺、やっぱりここがいいなと、ここしかないということで、町長にも報告をしております。ただ、委員会の中でまだそこまで話をしていないものですから、その辺が決まらなないとボーリング調査

だけ先にするのはいかがかなということで、今はまだやっていない状況でございます。この新たな建設委員会の中でその話をして、ではということになればそのときにボーリング調査等をしたいなというふうに思っております。

ただ、ボーリング調査といいますが、その場所を確定する必要も出てきます。ただ、専門家ではありませんので、どこにどういった建物を造ればいいのか、そういうものまでですねデザインビルド提案方式ですので、そういったものも見ながらするということも出てこようかと思っております。そういったことで今、いつするっていうのがまだちょっと言いかねるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 毛利議員。

5 番 毛 利 32年度までに完了をすると明言をされておる状況ですね、そのぐらいでできるのかなっていうのがちょっと、どうしても心配になります。ある程度のやっぱり目標設定であるとか、そういった漠然でもいいですからね、構想がないともものは進まないんじゃないかなと思うんですけど、今、聞いた感じではちょっと何も進んでない、去年、一昨年ぐらいにお話を聞いてとっても進んでない状況なのかなっていうのがあるので、ちょっと心配に感じます。

それで、先ほどできた委員会ですね、そこにも外部の方はいらっしゃるけど、専門家はいないと。例えばそこには専門家であったり学識経験者であるという方々がおって、そこで意見を聴取して、またそういった構想的なものを練っていくっていう作業が必要かなと思うんですけど、その方達すらいない状況でどうやって計画を今から立てられるのか。どっかで見たんですけど、新庁舎建設計画っていう文言があるんですよね。この計画を公表されるようなのがどっか載ってたんですけど、この計画自体立てられるおつもりはあるんですか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 32年度までに建設をするということで、このような状況で本当に建設できるのかというご心配、確かにそのように私も思っております。この先は積極的にですね、積極的にといいますか、時間を割きながらも、まず庁舎建設委員会、これを終了して町長の方へ報告を出したいというふうに思っております。

新庁舎の建設計画ですけども、これは起債を借りるということになりますので、それにはこの建設計画が必要となっておりますので、これは当然策定をするということになります。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 ぜひその委員会等には専門家だったり、そういった知識のある方にご意見を頂戴するっていう姿勢も必要かなと私は思いますので、ぜひそれはしていただいて、よりよい建物を建てていただきたいんですけど。

それとですね、この29年3月に策定をされている川棚町公共施設等総合管理計画というものが、資料がちょっといただいたんですけど、この中でですね、庁舎に関しては32年度までの事業完了を目標と。別館、第2別館の活用については新庁舎建設計画において計画をします。ここに計画が出てくるんですけど、それと郷土資料館については除却を含め、新庁舎建設計画において計画すると書いてあるので、この新庁舎建設計画がないとたぶんそもそも始まらない話じゃないのかなと思ってます。その計画を作成するにあられてですね、そういった、今は委員会のメンバー全員ちょっと出て来ないんですけど、おそらくそんな知識のある方っていいですか、詳しい方がいらっしゃるのかどうかっていうのはわかりませんが、おそらくそういった構想的なものも導き出せないままに委員会が進んでいるだけじゃないのかなと。ただ、タイムリミットは迫っているわけですから、スタートしようかとしたときに、デザインビルドとかそういった形になってきているのかなという感じはしますので、その辺、主導はこちら側っていいですか、行政側が持っていてですね、事業は進めていかないとと思ってますので、その辺は今からしていただきたいと思ってますけど、いかがですか。

議 長 副町長。

副 町 長 この今の民間の方を入れた建設委員会の中ではですね、やっぱり町民の方ということで、どういった庁舎を造ってほしい、ユニバーサルデザイン、こういったものとか、そういったものについてですね、大まかなことを聞くということで考えております。委員会の中でもあったんですけど、川棚の顔になるんだからこういったものをすべきじゃないかとか、いろんなそういった話、意見が出ております。そういったことで今度視察に行くわけですけども、視察に行ったら初めて委員会の方も、じゃあどういった庁舎

造りが必要なんだと、住民のためには川棚町としてはこういった庁舎が必要なんだということが、いろいろ意見が出されると、そういったものを取りまとめて町長へ報告をし、それからそれを含めたところで基本計画、基本構想、そういったものに着手をしていきたいというふうに思っているところでございます。町長が32年というふうに言っておりますし、起債借入の限度が32年度までの建築となっておりますので、ぜひそれに向けて努力していきたいというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 _____ **長** 毛利議員。

5 番 毛 利 提案といいますか、ちょっと思ったことがありまして、本年度ですかね、前の、向かい側の第2別館横の土地を購入されています。あれが後々どういったものになるのか、駐車場であったり何かが建つのかとか、いろいろ私、勝手に想像しているんですけど。今の段階で何も計画がないということであればですね、例えばデザインビルドにしてもですね、構想まで丸投げするわけにはいかんのですよね、設計施工業者にですね。なので、例えばこの位置に建てたいって言ってこのぐらいの広さの、このぐらいの規模のっていう話でやっぱり話はデザインビルドでも進んで行くと思うので、例えばこの場所にきれいに建て替えるとか、隣、例えば資料館ですね、除却の話もありましたから、じゃあ別館はどうするのか、その辺も複合的に考えて資料館も解体して、じゃあ別館も一旦取り壊してそこに新たに建てて、庁舎建て替えとなると仮庁舎なんかも必要になってきますから、じゃあどこに仮庁舎を建てるのか、じゃあ向かい側にとか、いろいろ勝手に私も考えているんですけど。であれば、今のこの庁舎、本庁舎ですね、はそのまま残しておいて、それを業務をしながら使って、その間にどっかに、隣に建てるとか。

最後はそこを駐車場にするとか。そういったことでいろんなところでそのぐらいの構想は持ってないと発注もできないんじゃないかなと思いますので、その委員会でですね、どのように今から構想を立てられるのか、その辺もよく協議をされてください。

それで、もう1つ聞きたいのがですね、今回デザインビルド方式ということでおっしゃっているんですが、確かにメリット、デメリットあるかと思ひます。これにはですね。先ほど言われた時間的な問題もありますし、費用的

なこともあるかと思えます。当然、設計を起こさなくていいですから、発注業務は軽減されるのかなど、そういうことは想像ができるんですけど、逆にそのデメリットですね、をどう認識されておられるか。このデザインビルド方式によって起こるデメリット、これはどう分析をされているのかお尋ねをしたいと思います。

議 長 副町長。

副 町 長 今、毛利議員が言われたように場所の選定が一番難しいところでございます。先進地、その前からいろいろ見たんですけども、今、町にはこういった土地がこういうふうに使われています。それを出して、それで一番いい場所にどういうふうな建物ができるかっていう提案をしているところもありますし、場所を決めてここに建てる、あとは解体がこういうのがある。いろんな手法があるようです。そういったことで、視察に行くところも、そういったものについてもいろいろ研究をしたいというふうに使っているところなんです。

デメリットですけども、このデメリットについてもですね、はっきり言って今、私も確信がありません。デザインビルドといっても基本設計をどっかに頼んで、そのあとデザインビルドでするところもあるし、最初からデザインビルドということでしたところもあるようです。そういったところですね、研究をしながら早急に進めていきたいなというふうに使っているところなんです。もしまた議員さんから提案があればですね、そういったこともお聞きしたいというふうに使っております。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 じゃあ提案をさせていただきます。あのですね、デメリットはですね、設計から施工までを要は一括して発注しますから、どうしても施工者、施工する建設会社ですね、そちらの偏った設計になりやすいというのがまず1つ。その設計の中で、じゃあその費用を精算といいますか、積算するにあたってチェック機能が働きにくいということですね。なので、プレゼンテーションを受けるわけでしょうけども、この建物でいくらか説明をされても、これが高いか安いかがわからないというのが一番ですね。それはもう設計をした会社でないとわかりませんので、原価がですね。それと、どうしても設計から施工までを一括発注するとなると、町内の、例えば地元

の企業、これが参入できない。参入するっていうのは元請けとしてっていう意味で私は申しております。このデザインビルド方式にしたときにですね、設計から施工までプレゼンテーションできる会社っていうのが町内にあるのかどうか。おそらく県内でも数社しかないかなと思いますし、全国規模のといえますか、いわゆる総合建設業者、ゼネコンっていうところですね。そういったところの対応になってくるんじゃないかなと思いますので、そういった町内企業、それが参加できるような形っていうのを何か模索していただけんかなと。今のところ考えといたしますか、具体的な考えはないということでしたので、ぜひここで議論をさせていただきたいと思っています。何か変わる方法をお考えでしょうか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 はい。変わる考えといたしますかね、そういったものは持ち合わせておりません。やっぱり期限が限られているっていうことと、それから費用、そういったものがございます。今言われたように、町内業者ではそれに参入できないというふうにおっしゃったんですけども、町長が言いましたように、そこが工事を落札したと、A社がしたとした場合は、そこに町内企業の方の配慮をお願いしたいというふうなことでは、お願いしていこうというふうに思っております。今、デザインビルド方式っていうのがやはり各、全国各地で使われている方式でありまして、期限、期間、それから費用等考えますと、やはりそういうふうに持って行かないと厳しい面があるのかなというふうに考えているところであります。以上です。

議 _____ **長** 毛利議員。

5 番 毛 利 あるところは、落札されたらそこに地元企業を参入してくれというお願いはすると。それは従来の下請けでお願いできんですかっていうことと一緒にことかなって思うんですよね。私が言いたいのは、元請けとして参加することに異議があると。なので、事業を行うにあたってですね、川棚にこれだけの規模の工事ってそうそうありません。造れば、50年も60年も町民が利用するわけです。そういった建物をですね、例えば地元の皆でじゃあ造ったと、そういった心意気といたしますか、気持ち、そういうのも持ち合わせたいし、できれば企業体ですね、例えばそういったゼネコンさんでもいいですけど、そことその町内の企業が企業体を作って入札をするとか、

そういった形を整えていただけんかなと。それにはやっぱり準備がどうしてもあるのでですね。今日、明日できるわけじゃないんで、そこはちょっと検討をされて協議をされて、できればそういった形で企業体でのデザインビルドであるとか、一番いいのはやっぱり分離分割で基本設計から起こして、行政が発注をかける。直接ですね、工事の発注をかけるっていうのがベターなんでしょうけど、先ほど32年度までに完成をするのはやっぱり基本的な目標ですし、それがないと事業債が使えません。そういったことも聞いてますので、デザインビルドにしても、そういった形で地元が参入できるようなシステムで入札といいますか、発注をしていただけんかなというのが、想いがございます。いかがでしょうか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 今、町内の企業体でっていう話もございました。そういったものも頭の中に入れながら、どういった発注方法がいいのか検討してまいりたいというふうに思います。

議 _____ **長** 毛利議員。

5 番 毛 利 すみません。他市町さんですけども、ちょっとおもしろいものを見つけまして、こちらも庁舎建設事業をされています。中国地方のあるところなんですけども、そこにはですね、委員会が提言をされています。要は地元が発注を、地元の企業に発注をしなさい。そのためには分離分割で発注をしなさい。規模が大きいものに関しては、当然市内業者は、市内じゃないですね、地元の業者では対応できなければ他地区の、俗にいうゼネコンさんとかと企業体を作って発注をしなさいという提言をされている委員会もあります。そういった中で、企業体の結成方式についてもですね、入札前結成方式と、入札後結成方式という2パターンを作られて、大規模なものに関しては入札後結成方式を活用しなさいと。ここまでされている委員会は相当研究熱心だなと、私も感心して読んでいたんですけど、そういった発注の仕方でもですね、実際あっているわけですよ。こちらのタイムスケジュールも約2年ほどでされていますので、残り3年、長いか短いかは別として、十分対応できるタイムスケジュールじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいんですけども、その意気込みといいますか、お気持ちはあられますか。

議 長 毛利議員。

5 番 毛利 あのですね、委員会の長は副町長だということはお聞きしていますが、これは一般質問ですので、お気持ちだけであれば町長からお尋ねしたいと思っているんですけども。

議 長 町長。

町 長 はい。今、毛利議員が他市町の例をおっしゃいましたけど、それが議会からなのか、委員会、いわゆる町民の代表からなる委員会なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

議 長 毛利議員。

5 番 毛利 付け加えさせていただきます。もう言っているいいですね。鳥取市です。新庁舎建設工事発注方法等検討委員会。この座長さんは鳥取大学の教授さんで、以下大学教授、商工会議所の理事さん、建築士会の方とか、多種多様で、一部だけ行政の方が含まれて委員会をされているので、主なメンバーとすればやっぱり学識経験者なのかなと思いますので、そちらでこれだけ入札方法まで検討されているので、やってやれないことはないと思いますので、ぜひ検討はしていただきたいと思います。

他にもですね、ここだけじゃなくてもいろんな発注の形態を取られるところはあるんですけど、それは調べるだけ出てくると思いますので、ぜひ調べていただいて、いろんなところを参考にされたい、されていただきたい。

やっぱり根本的なところですね、やはりその地元が参入できるような発注を心がけて考えていただきたいと思っています。

事業債を活用するのは、あれば当然のこと活用していただきたいですし、それが32年度の期限付きですので、ですので今回プロポ型のデザインビルドっていうことでおっしゃっているのもわかりますが、そこにはやっぱりこういった問題といいますか、懸念があります。私、自分的にも。そうなるとうちでも地元企業が参入ができないと、こうなりますとやっぱり本末転倒といいますか、これはもう私としては到底認められないという形になりますので、なんとか、公共の施設ですし、公共事業とはそもそも何なのかというところからあるんですけど、これが行政サービス、引いては行政サービスということにもなりますので、ぜひ町民のための、町民による、町民の手で造るような、そういった庁舎ができあがればなという思いを持っていますの

で、どうかお答えをいただきたいんですけども。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。毛利議員の、今いろいろこう、ご提言、あるいはご質問がありました、そのお気持ちは私も十分理解をいたしております。特に前回こういった方針を出してから、限られた時間でありますので、大変私共も果たしてどういった状況になっていくのか、まだよく先が見えないというのが現状でございます。

実は、この庁舎建設につきましては、前の前の岡村町長の時代からどうしても必要だということで、内部で議論をされてきた経過がございます。しかし、やはり一番問題になるのが財源の捻出でありまして、これまで延び延びになってきたところでありまして。そして、実は前町長の時代に庁舎の建設検討委員会が立ち上がりまして、そして平成20年の2月15日に最終的な報告を町長に示されております。その後、これで、20年と言いますとかなり前の話ですけども、財源の確保の方法とか、あるいは場所の確保であるとか、あるいは民族資料館をどうするとか、そういった具体的なところまで報告をされております。

その後、私になりましてから、平成26年に新たに役場庁舎の建設推進委員会というのを立ち上げまして、そしてこれまで7回委員会を開催し、その結果をまとめて28年の12月に報告をしてもらっております。今はその報告に基づいて庁舎建設を進めたいという私の思いでございます。そういった中で、今回民間の方を入れて庁舎建設に理解を深めてもらおうということで会議を開催し、そしてその報告の内容について説明をし、理解を求めたところでありまして。そして今後、他市町の先例地の視察をしてもらおうという段取りになっております。本来は、これについては私ももう少し時間を置きたかったんですが、実はやはり財源の確保が一番の課題でありましたので、これについては熊本地震の教訓から、総務省が財政措置の支援をするということで表明がなされましたので、この起債制度を活用して、そして早期に取り組もうということで、前回、そういった方針を皆さん方にお示しをしたところでございます。

そういった中で、平成28年12月に推進委員会から報告された内容によれば、発注の方法についてもいろいろ議論をなされております。特に近年は

P F I 方式をはじめとした、いわゆる民間活力を導入した、そういった手法が取り組んでおられまして、松浦市の、あれは何でしたか、給食センターについては、いわゆるリース方式というような、民間が建設して民間が地方に貸すというような方法、そういったことまで今、方法としてはなされているわけでございます。そういった中で、川棚町についてはどういった方法がいいかということでいろいろ議論をこの委員会ですて、そして現時点ではD B 方式が一番いいだろうということで、町長の方には答申を出されております。

しかし今、毛利議員が、いろいろご提言がありましたけれども、確かに町の施設、しかも川棚町での建築施設については、近年ではあまりないような大型事業になりますので、やはり町民皆でこれを造ったんだという、そういった自負を持って今後、暮らしていける町ということを考えますと、そういった方法も考えて行くべきではないかとも思っております。これにつきましては時間があまりありませんが、議員の今の提言を参考にしながら、今後先進地視察など研究をしながら進めてまいりたいということで、今思っているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 毛利議員。

5 番 毛 利 じゃあ私も最後に、庁舎ですね、これはやっぱり町民の財産になります。ですので、それは肝に銘じていただいて、その事業にあたってはですね、何十年も残る施設になりますし、誰もが使う施設ですので、よりよいものを建てていただきたいと思います。あと、地元の配慮に関してもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

今後はどうなるか、議会でも特別委員会を立ち上げてっていうお話もあるようですので、その際は特別委員会におまかせをして、この建設事業の推移は見届けさせていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。これで終わります。

(1 5 : 0 6)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 5 : 0 7)

(…休 憩…)

(1 5 : 2 5)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** 次に、高以良壽人議員。

10番高以良 議席番号10番、高以良です。特殊詐欺被害防止策についてということで質問をいたします。

以前から被害が多かったオレオレ詐欺、架空請求詐欺、利子保証金詐欺、還付金等詐欺などのいわゆる振り込め詐欺のほかに、平成24年頃から増加しているといわれている金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際斡旋名目の詐欺、それ以外の特殊詐欺、これらを合わせた8つの詐欺を総称して特殊詐欺というそうですが、県警の資料によりますと、今年1月から10月までの県内の特殊詐欺による被害は91件が確認されており、被害金額は約1億8千万円に上るそうです。そしてこのうち、川棚警察署管内では今年1月から10月末までに4件、約1,200万円の被害が確認されているとのことでありました。

このように、多額の被害が発生している特殊詐欺については、警察を中心に被害防止のためのさまざまな取り組みがなされていることや、川棚町と川棚警察署が高齢社会総合対策ネットワークに関する協定を締結して、高齢者が安全に安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みをされていることなどは承知をしておりますけれども、町民の大切な財産を守るため、町としても関係機関とさらに密接な連携をとりながら、町民の防犯意識の高揚、防犯対策の充実などを図ることが必要であると考え、次の3点について質問します。

まず1問目、長崎県では特殊詐欺や悪質商法などの被害を防止するための取り組みとして、固定電話に取り付ける通話録音機を購入して、市町を通じて高齢者世帯に無料で貸し出すことにしており、すでに1回目に購入した650台については、市町への配布は済んでいるようであります。そこでこの通話録音機の貸し出しに関して尋ねます。

1つ目、県の説明では、川棚町には希望どおりの50台を配布しているとのことですが、町としてはどのような根拠で50台を希望されたのでしょうか。50台で足りると判断されたのでしょうか。

2つ目、町が個人に貸し出す場合の要件などについては、要綱で定めることとして現在準備中のようなのですが、対象者や貸し出し期間などの基本的な事

項についてはどのような内容にしようと考えておられるのかお尋ねします。

3つ目、貸し出しを希望する世帯数が50世帯を超える場合の対応は、どのように考えておられるのでしょうか。

4つ目、町が定める貸し出しの要件を充たさない世帯が通話録音機を個人で購入する場合、町が補助する考えはないか尋ねます。

2問目、今年の上半期、1月から6月ですが、この上半期の被害について県警がまとめた資料によりますと、特殊詐欺の発生件数は県全体で55件となっており、そのうちオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺の3つの詐欺で全体の約91%を占めています。そしてこの3つの詐欺の犯人からの最初の連絡手段について見てみると、架空請求についてはメールによるものが多くなっているものの、オレオレ詐欺や還付金等詐欺はすべて電話で行われているということや、また、県警が特殊詐欺の被害者を対象にして調査をした結果、被害にあった人の約8割の人は、自分は騙されないと思っていたということなどもわかったそうです。

このように犯人側の巧妙な話しぶりに引きずり込まれて騙されてしまうことにならないように、電話機の近くに詐欺に注意などと書いたステッカーを貼っておいて、犯人と話をしているときにこれを見てあっと気づいてもらうようにすることも、被害を防止するうえで効果があるのではないかと思います。そこで、特殊詐欺に対する注意を呼びかけたステッカーを町が作成し、各世帯に配布する考えはないか尋ねます。

3問目、特殊詐欺の被害がなかなか減らない理由としては、犯人側が次々と新しい手口を考え出しているということもありますが、それに加えて被害者側の自分は騙されないという自信過剰や、無関心も被害の助長につながっているのではないかと推測されますので、町民総ぐるみでの特殊詐欺対策を進める必要があると思われまます。また、特殊詐欺のうち、架空請求については65歳未満の年代でも被害が見られるようですが、オレオレ詐欺や還付金等詐欺については65歳以上の高齢者に被害が集中しているようでありますので、高齢者に対しての特殊詐欺対策の啓蒙は特に必要なことではないかと思います。

そこで、町内のほとんどの地区で実施されているいきいきサロン、現在は24地区で実施されているようでありますけれども、このいきいきサロンの

場に町が積極的に出向き、出前講座という形で特殊詐欺被害防止などについての講話を行う考えはないか尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 高以良議員の特殊詐欺被害防止対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初の通話録音機のことについて質問がっておりますが、そのうちの①の「本町は県に対し何を根拠に通話録音機を50台希望したのか。」とのご質問であります。その根拠はありません。この通話記録は、通話録音機は県が750台を有しており、各市町に貸与するとの通知を受けましたので、希望台数を検討しましたが、各市町の高齢者世帯割合から判断しても、本町の割当は数台にしかならず、多くを希望すると他市町を圧迫することにもなることから、根拠はないまま50台を希望したところ、幸いにして希望どおり貸与されたものであります。

次に②の「町が個人に貸し出すための要綱の基本的な事項の内容について」のご質問であります。この通話録音機の貸与に関する要綱については現在策定中であり、基本的な事項として要綱の目的、貸与の対象者、貸与の申請及び決定、貸与品目、貸与期間等について定めることといたしております。

次に③の「貸し出しを希望する世帯が50世帯を超える場合は、どのように貸与するか。」についてのご質問であります。果たしてどのくらいの希望があるか判断がつきませんので、超える場合には県にもまた相談してみたいと考えております。

次に④の「貸し出し要件を充たさない世帯が、通話録音機を個人で購入する場合に町が補助する考えはないか。」との質問であります。現在のところ町が助成する考えはありません。

次に2の「特殊詐欺に対する注意を呼びかけたステッカーを作成し、各世帯に配布する考えはないか。」についてのご質問であります。現在、特殊詐欺に関する啓発については、警察と防犯協会が主体となって行っており、特に防犯グッズの作成や配布は防犯協会が取り組んでおられます。したがって、町での取り組みは考えておりません。

次に3の「各地区のいきいきサロンの場に町が出向き、出前講座として特

殊詐欺被害防止等の講話を行う考えはないか。」との質問であります。各地区で実施されているいきいきサロンにおいて、主催者側で主題の中に特殊詐欺被害防止に関する講話等をぜひ計画していただければと、このように考えます。特殊詐欺被害防止等に関する講話については、町では専門的な知識を持った職員はおりませんが、講演依頼の相談を受ければ警察や関係機関と協議をして、積極的に対応したいとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 まず1問目の①ですが、50台を希望したときの根拠はないということでしたけれども、じゃあ多すぎるのか足りないのかということもわからないと思うんですが、残ったときにはどうされる予定でしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。残った場合ということですが、この貸与期間というのをだいたい、予定としては2年間貸し出す期間を設けようとしております。したがって、余るということも今のところ想定しておりませんし、足りないということも今のところ想定しておりません。そういったことで、そういった状況になったときには、見えてくるんだろうと思います。しばらく時間を置くとですね。そういったことで、状況に応じた対応をさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 事務的な質問であります。県からはもし残ったら返還しなさいとか、そういう話はされてないんですか。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。今のところあっておりません。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 次の②ですが、目的とかいろいろ貸与の物品のこととか、申請のこととかいろいろ定める予定ということでしたけれども、まず、県の基本的な考え方としては貸し出しの対象者は65歳以上の人のみの世帯か、ま

たは昼間65歳以上の高齢者のみになる世帯という考え方で、そういう方達を対象にしてもらいたいという基本的な考え方はあるようですが、最終的にどういう方を対象にするのかは市町村の判断で決めてもらうと。それから、貸し出し期間については先ほど2年間を予定しているということでありましたけれども、まず、対象者についての考えはどのように考えておられるのかお尋ねします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 まず、対象者の件でございますけれども、これは県も、県が示しておりますように、今おっしゃられた、まず65歳以上の高齢者のみの世帯に属する人、そして日中において住居に高齢者のみとなることが常態である世帯ということ、そしてそのほかには町が必要と認める者というふうにして対象者については整理しようと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 最後の町が必要と認める者ということについては、基本的には65歳以上の方だけの世帯ってということについてですけれども、今現在では65歳以上の者だけではない、それより若い人もおられる世帯であっても、何年か経ったら65歳以上の者だけになるということが明らかな世帯もあると思いますけれども、町が必要と認める者ということで、そこら辺も対象にできるのかどうかですね。そこら辺をお尋ねします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。基本的にはですね、65歳以上というふうにしたしております。その他町が必要と認める者というところについては、今のところ想定はしておりませんが、高以良議員がおっしゃられたように、65を超えて、もう越えておればもう対象となりますので、ここについては今のところ想定はしていないということをご理解いただければと思います。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 先ほども言いましたように、長くしないうちに65歳以上になるっていう方は町内には、65歳以上の者だけになるっていうのは町内にはかなりの世帯が該当するんじゃないかなと思いますので、年齢制限は特に

しないでですよ、希望する世帯がすべて貸し出しを受けることができるようにすべきではないかなというふうに思いますが、その考えはありませんか。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。先ほども言いますように、まずは65歳以上を対象としなければならないと考えております。といいますのも、県の方針もこのような状況になっておるようでございますので、このように対応していきたいと。そして、長くしないうちにということは、おそらく64歳ちょっとぐらいという意味合いのことですか。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 考えているのは、60歳以上ぐらいの人とかですね。直近、あと1年もしないうちにという方も当然、ところも当然あるとは思いますが、62、3歳とか、そういう数年後にはそういう世帯に該当するということもあるんじゃないかなと思いますので、そこら辺をお尋ねします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 ここはやはり、まだ初めでもありますので、県の方針に沿ったところで65歳以上を基本と、そういうところで持って行きたいと、このように考えております。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 それでは貸し出し期間の件ですが、2年を予定しているということですが、2年借りて取り付けをして2年経過したと、2年間ぐらい電話もかかってこなかったけれども、例えば2年過ぎた時点で来ることも当然考えられると思います。だから2年という限定をしないでですね、希望する間は貸し出しができるというような内容にする考えはないかお尋ねします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。貸与期間につきましては、起算日から基本的に2年としておりますけれども、ただし書きをもって再貸与を妨げないと、このように計画をする予定でございます。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 再貸与ができるということですので、そういうことでお願いをしたいと思います。それから、この通話録音機を貸し出すことにつ

いての、町民への周知ということについてはどのような方法を考えておられるかお尋ねします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。周知等についてはまず広報誌、そしてホームページ、可能であればNBCのデータ放送、こういったことで周知をしてみたいと。

また、民生委員さん、児童委員さん、こういった方達もおられますので、こういった要綱を設置しましたということも民生委員さん達を通じて周知もしてみたいと、このように考えております。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 広く町民にこういうことをやりますということを知ってもらうことが必要じゃないかなというふうに思いますのでですね、今言われたことに加えて、世帯配布までは必要なのかわかりませんが、回覧文書等による周知の徹底といいますか、回覧文書での周知も考えてもらいたいというふうに思いますけれども、どうですか。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。回覧文書というふうにおっしゃられましたけれども、広報誌を各世帯に配布をするという考えを持っておりますので、今の件については広報発行以降必要となるならば、そういったことを検討していきたいなど、このように考えております。以上でございます。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 広報誌を配布するのっていうことでしたけれども、なかなか広報誌のすべてのページを見る方も、中にはあるかもしれませんが、見落とす方もあるんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ文書で確実に周知をしてもらいたいと思いますけれども、その考えはありませんか。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。今のですね、広報とか回覧の関係なんですけど、今ですね、回覧はできるだけ控えてくれと。広報誌の方に掲載をしていただきたいというのがですね、今主流になっておりますので、広報誌の配布と、広報誌で周知をしていくという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 3つ目ですが、どれくらい必要なのかがわからないので、余るか足りないかもわからないということですが、足りないときにはどうするかってというのは、やはり今の時点である程度の考え方を示す必要があるんじゃないかなど。外部にまでは公表はなくても、町としてどういうふうなことで対応していく必要が、対応していくかっていうのは方針として決めておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

波佐見町では27年度から28年度にかけて、30台を購入して希望者に貸し出しをしているということもありますので、川棚町も、もし足りない場合には町が独自に購入して貸し出しをするというふうなことで考え方を決めておく気持ち、考えはありませんか。

議 **長** 総務課長。

総務課長 はい。このですね、通話録音機であります、実は川棚警察署の方にもですね、これは備え付けてあります。川棚警察署、いわゆる川棚署管内では、22台を現在保有しております、3町で今16台貸し出ししているようでございます。警察が持っております録音機については、特殊詐欺に特化した貸し方をしているということでございます。そういったことで、3町でも今のところ16台でありますので、そんなに足りないように来るのかどうかちょっと、今のところ判断がついておりません。

波佐見町で購入された30台とおっしゃられましたが、この30台についてもどのような状況になっているのか尋ねて、調査をしてみたいと考えております。以上でございます。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 警察が持っている分が22台で、16台だけ貸し出しをして、残りが4台あるということですが、これは警察はたぶん被害があった方とか、あるいは電話がかかってきたということがわかった方を対象にして、たぶん貸し出しをされているんじゃないかなというふうに思います。町がこういうのを貸し出しをしますよという町民への周知ができていけば、もっと借りたいと思われる方が増えてくるんじゃないかなというふうに思います。

それでですね、特殊詐欺の1件あたりの被害金額ということについては、事例によって差がありますけれども、県警がまとめた資料を見てみると、電

話による詐欺がほとんどであるオレオレ詐欺と還付金詐欺の場合の平均では、1件あたり1,000万を超す被害金額というふうになっております。

川棚町民の方がいつ被害者になるかはわからないということとか、県警が貸し出しをしている、全体で950世帯に貸し出しをしているということですが、その世帯について調査をした結果では、電話がかかってきて通話を始める前に着信が切れたというケースが、全体の25%に上っているということで、その被害を防止する一定の効果が出たというふうなこともわかったというふうな新聞の記事もありました。

そういうことを考えるとですね、希望があって足りない場合には町が追加購入をしてでも貸し出しをするということは必要なことでありますし、被害防止の効果も見込めるのではないかなというふうに思います。そこら辺を考えて、不足した場合には購入して貸し出しをするということで考えを整理することができないか、再度お尋ねいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。先ほども申しましたように、どれくらいですね、申込があるのか、本当に把握できていない状況でございます。そういったことで、しばらく期間をおいて状況を見ながら判断をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 前の質問とも関連しますけれども、4つ目ですが、町が要件を満たさない世帯に対しての、満たさない世帯が購入する場合に、個人で購入する場合に町が補助をする考えはないということでありましたけれども、県内でも壱岐市とかで、あるいは全国でも購入に対する補助をしている自治体はかなりあります。上限を決めてもいいと思いますので、その要件を満たさない世帯がどうしても欲しいと思って購入をされる場合には、助成をしてもいいのではないかなというふうに思います。例えばの話で1件あたり、1台当たり5,000円とした場合に、100台の規模があっても25万円程度の額で済むということもありますので、そこは考えてもらえないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議 _____ **長** 時間を延長します。

(15:55)

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 ちょっと今、数字、金額を間違っただと思いますが、間違っただんじやないかなと思いますので言い直します。1件あたりの金額を上限5,000円とした場合にですね、50台で25万円、100台なら50万円ということになりますので、その金額で答弁をお願いします。

議 **長** 町長。

町 **長** 私の方からお答えをいたします。冒頭、壇上で答弁をいたしましたように、それについては補助する考えは持っておりません。先ほど高以良議員のご質問の中では、波佐見町では独自で購入して貸し出しをしているということでありましたけれども、それは県の方では今回貸し出しがなされておりますので、まずはそれを活用して、そうしていただくということが先決ではないかと思えます。基本的にはですね、この特殊詐欺については、警察、あるいは防犯協会がその任務を担当しておりますので、何でもかんでも町がその請け負いをするという事はまたいかがなものかと思えますし、特に財政状況厳しいということで、先ほどから庁舎建設の問題についてもお話をしておりますので、25万円、あるいは50万円という金額についても、やはり県で対応できるものについては県にさせていただくということが一番いいのではないかと思います。以上でございます。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 大きな2問目について再度質問いたします。万一ですね、特殊詐欺の犯人から電話がかかってきたときに、傍に誰かがおればその電話を受けた人も落ち着いて電話の受け答えもできると思えますけれども、1人しかいない場合には、犯人の話を聞いているうちにその話に引きずり込まれてしまっただけですね、疑うこともなく被害者になってしまうということもあると思えます。つい最近の新聞記事ですが、11月29日、これも長崎新聞ですが、東彼杵町のコンビニで店員が振り込め詐欺の被害を未然に防いで、川棚署から感謝状が贈られたという記事が掲載をされておりました。その記事によりますと、支払のためにコンビニに来た50代の女性は、未払い代金の200万円を支払えと電話を受けて、自分では何も買っていないんだけどなとも思いながらも、実際に支払いのためにコンビニまで行ったそうで、そこで店員さんが気づいて詐欺だということがわかって、未然に防ぐこ

とができたそうですが、もし店員さんが気づいていなければ200万円が振り込んでしまわれたということになったんじゃないかなというふうに思います。でもそういうときに、電話がかかってきたときに、電話の近く、目につきやすいところに詐欺に注意など書いたステッカーでもあれば、これはもしかしたら詐欺ではないかなという疑いの気持ちも出て、実際にコンビニに行く前に、警察にでも相談してみようかなということになるのではないかなというふうに思います。先ほどの答弁ではステッカーを町が作成する考えはないと。警察とか防犯協会が主体になって取り組んでいるので町は考えていないということでしたけれども、効果、ステッカーの効果というのはやはりあると思うんですね。町としても警察、あるいは防犯協会に任せきりということじゃなくて、町でもそういう取り組みをしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。今の件については警察や防犯協会に任せきりということじゃなくして、やっぱり町の役割、あるいは県警の役割、そして防犯協会の役割がそれぞれあると思いますので、今、議論されていることについてはこれは長崎県警、あるいは防犯協会の役割だろうというふうに私は思います。したがって、町でそういったステッカーを作るとかいうことについて考えておりません。

先日、総代会議が開催されまして、警察の方からお見えいただいて、総代さんにこの長崎県の特殊詐欺の状況についてお話をさせていただきましたが、そのときにこういったチラシを準備をさせていただいております。こういったチラシを増刷をしてもらおうということは、今後、警察にも相談をしてみたいというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 はい、わかりました。

次に3問目ですね。いきいきサロンの方に出向いて行って講話をしてもらうということについては、そのいきいきサロンの主催者側からの希望があれば取り組みたいと、関係機関の協力も得ながら取り組みたいということだったと思います。

先日ですね、私が住んでいます新谷地区のことを話しに出して申し訳あり

ませんけれども、新谷地区の団体で婦人会とか老人クラブの皆さんにも呼びかけて、そこにおられる行政係長さんのほか、町の担当の方にも来ていただいてですね、消費者問題と介護保険についての出前講座をしてもらいました。消費者問題と特殊詐欺とは性質、内容は異なりますけれども、その出前講座の中では特殊詐欺のことについても触れていただいて、とてもいい話をしていただいたというふうに私は思っております。そういういい話をしていただくことも、していただいたと思っておりますので、ぜひですね、ほかの地区にも出かけていただいて、特殊詐欺の被害防止を含めて話をさせていただきたいというふうに思っております。職員の皆さんも仕事が増えて大変だろうとは思いますが、町民の大切な財産、安全安心の確保、財産を守ってその安全安心を確保するというために、ぜひ汗を流していただきたいというふうに思います。主催者側からの希望があればということではなくて、町の方から積極的に話をさせてもらえませんかという形で呼びかけをしてでも、ぜひ出かけて行っていただきたいというふうに思いますが、そこら辺についてはどうなのか、考え方をお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。各地区でいきいきサロンが開催されておりますけれども、これは基本的には地区が主導してなさっておりますので、そこに押しかけて行くということについては、いささか問題があるかと思っております。やっぱり、出前講座はあくまでも制度上申請があって、そして出かけて行くというふうな制度でありますので、ぜひ各地区でそういった取り組みをなさっていただいて、そして行政にそれを求めていただければというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 地元からの要望があるのを待つということではなくて、出前講座ということに問題があるのであれば、名称が出前講座という形ではなくてもいいので、とにかく消費者問題とか、あるいは特殊詐欺ですね、そこら辺の話をさせてくれということでの働きかけってというのはできないのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。高以良議員は地元の方でそういったい

きいきサロンの中で議題として取り上げ、そしてそれが非常に効果的だったというような感想の中で、今、ご提言があったと思うわけですが、基本的には何回も申し上げますように、この特殊詐欺の犯罪の発生防止、あるいは被害防止については、あくまでも長崎県警、あるいは県の防犯協会、あるいは地区の防犯協会の役割だというふうに認識をいたしておりますので、先ほどの答弁と理解をしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 町の第5次川棚町総合計画の基本計画にはですね、快適で安全な暮らしを支える町づくりのための施策の1つとして、警察など関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図りますとあります。こういう記載がありますけれども、それでは町としては具体的にどういうことをしようと考えておられるのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。例えば今話題になっている特殊詐欺の被害防止についても、先日、先ほど話をしましたように、先日総代会議がありまして、警察署から各地区の総代さん方にそれについての被害状況の報告であるとか、あるいは、もし、いきいきサロン等でそういう要請があれば出かけていきますと。それについては先日は新谷郷にも行って、そして好評だったというようなお話を各地区の総代さんにされております。そういったことで自治会、あるいは警察、あるいは防犯協会、協力してそういったものに対応していくということでもありますので、そういったご理解を賜ればと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 はい、わかりました。職員の皆さんもですね、仕事が増えて大変だろうとは思いますが、町民の安全安心の確保ということで、そのためにぜひ汗を流してがんばっていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

(16:09)

議 _____ **長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

ます。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 6 : 1 0)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 田 口 一 信